

令和3年度

岡山県自然環境保全審議会 資料

令和3(2021)年11月

岡山県農林水産部鳥獣害対策室

目 次

ニホンジカ管理計画のこれまでの変遷	1
イノシシ管理計画のこれまでの変遷	2
ニホンザル管理計画のこれまでの変遷	3
第二種特定鳥獣管理計画の概要（案）	4
鳥獣被害防止対策の総合的推進	5
隣接県のシカ目撃効率の状況	6
隣接県のイノシシ目撃効率の状況	7
ニホンジカ管理計画書（素案）	別冊
イノシシ管理計画書（素案）	別冊
ニホンザル管理計画書（素案）	別冊

ニホンジカ管理計画のこれまでの変遷

1 第1期計画

- ・計画の期間 平成15年4月1日～平成19年3月31日（4ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県東部
- ・規制緩和内容 オス1頭+メス2頭／日に緩和 ←元々 オス1頭／日

2 第2期計画

- ・計画の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県東部（岡山市を追加）
- ・規制緩和内容 狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和（平成21年度～）

3 第3期計画

- ・計画の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、捕獲数の制限解除、くくりわな直径規制の緩和

4 第4期計画【第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理計画）】

平成26年5月に鳥獣保護法が一部改正され、「特定鳥獣保護管理計画」から「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。

- ・計画の期間 平成27年5月1日～平成29年3月31日（2ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、捕獲数の制限解除、くくりわな直径規制の緩和
- ・管理目標 農林業被害及び生態系被害の軽減、数値目標の設定、生息密度の低減、生息分布域の縮減

5 第5期計画【第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理計画）】

- ・計画の期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、捕獲数の制限解除、くくりわな直径規制の緩和
- ・管理目標 農林業被害及び生態系被害の軽減、数値目標の設定、生息密度の低減、生息分布域の縮減

6 第6期計画（予定）【第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理計画）】

現行の第5期計画が令和3年度末で終了するため、令和4年度からの5年間に係る第6期計画を策定する。

- ・計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和
- ・管 理 目 標 ※捕獲数の制限解除については、平成29年の法改正により制限が無くなったため削除。
- ・管 理 目 標 農林業被害及び生態系被害の軽減、数値目標の設定、生息密度の低減、生息分布域の縮減

イノシシ管理計画のこれまでの変遷

1 第1期計画

・計画の期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日（1ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域（但し、備前市鹿久居島を除く。）

・規制緩和内容 狩猟期間延長

2 第2期計画

・計画の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日（5ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域（但し、備前市鹿久居島を除く。）

・規制緩和内容 狩猟期間延長（継続）、くくりわな直径規制の緩和（平成21年度～）

3 第3期計画

・計画の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日（5ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域

・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和

4 第4期計画【第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）】

平成26年5月に鳥獣保護法が一部改正され、「特定鳥獣保護管理計画」から「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。

・計画の期間 平成27年5月1日～平成29年3月31日（2ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域

・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和

・管理目標 農林業被害の軽減、生息密度の低減、生息分布域の縮減

5 第5期計画【第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）】

・計画の期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日（5ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域

・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和

・管理目標 農林業被害の軽減、生息密度の低減、生息分布域の縮減

6 第6期計画（予定）【第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）】

現行の第5期管理計画が令和3年度末で終了するため、令和4年度からの5年間に係る第6期計画を策定する。

・計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域

・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和

・管理目標 農林業被害の軽減、数値目標の設定、生息密度の低減、生息分布域の縮減

ニホンザル管理計画のこれまでの変遷

1 第1期計画【第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理計画）】

ニホンザルの生息数・生息域が拡大傾向にあることから、加害レベルに応じた効果的・効率的な管理を市町村等と連携して行い、農林業被害の軽減と地域個体群の安定的な維持を図る。

・計画の期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日（3ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域

・管理目標 農林業被害の軽減、加害レベルの低下（群れ管理として加害レベル4以上の群れを除去）、生息密度の低減

2 第2期計画（予定）【第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理計画）】

現行の第1期計画が令和3年度末で終了するため、令和4年度からの5年間に係る第2期計画を策定する。

計画策定にあたっては、生息数の増及び生息域の拡大が予想されることから、県内各地域個体群が絶滅しない範囲で加害性の高い群れを捕獲することで、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図るとともに、状況生息状況のモニタリング調査を継続的に実施しながら個体群の適正な管理に努める。

・計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5ヶ年）

・計画の区域 岡山県全域

・管理目標 農林業被害の軽減、加害性の高い群れの無害化、生息密度の低減

第二種特定鳥獣管理計画（素案）の概要

鳥獣保護管理法（平成14年法律第88号。）の第7条の2に基づき、生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、当該鳥獣の管理を図るために必要がある場合に都道府県知事が策定できる。

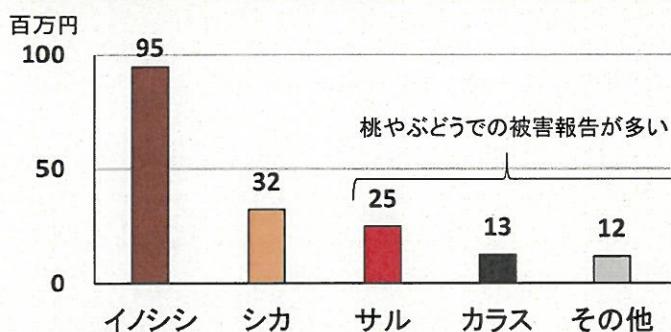
概要

鳥獣名	ニホンジカ (第6期)	イノシシ (第6期)	ニホンザル (第2期)
計画期間	令和4（2022）年4月1日～令和9（2027）年3月31日		
計画区域	岡山県全域		
管理目標	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害及び生態系被害の軽減 ・数値目標の設定 (R5（2023）年度までに、H23（2011）年度時点の生息数を半減) ・生息密度の低減 ・生息分布域の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害の軽減 ・数値目標の設定 (R5（2023）年度までに、 H23（2011）年度時点の生息数を半減) ・生息密度の低減 ・生息分布域の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害の軽減 ・加害性の高い群れの無害化 ・生息密度の低減
計画	<p>個体群管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長 (11月15日～3月15日) ・くくりわなの規制緩和 ・有害鳥獣許可捕獲の推進 ・隣接する市町村等地域間の連携 ・鳥取県、兵庫県と連携捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長 (11月15日～3月15日) ・くくりわなの規制緩和 ・有害鳥獣許可捕獲の推進 ・隣接する市町村等地域間の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害性の高い群れ及び個体の除去（被害管理） ・有害鳥獣許可捕獲の推進 ・効果的な捕獲手法の導入 ・地域ぐるみの捕獲体制の確立 ・隣接する市町村等地域間の連携 ・文化財保護法との整合性を図りながら管理
被	害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止特措法に基づく対策との連携強化 ・地域が一体となった防護・捕獲体制の構築促進や指導者の育成 ・効果的な防護柵の整備への支援 ・新たな被害防止対策技術に関する情報の収集及び普及 ・棲み分け対策の推進 ・多様な森林づくりの推進 	
容	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等の開催による狩猟者の確保・育成及び捕獲技術の向上等 ・全県的なモニタリング調査の実施 ・年度別事業実施計画による適切な防除対策と個体群の順応的管理 ・捕獲個体（ニホンジカ、イノシシ）の有効活用や効率的な処分等に関する情報の収集及び提供等 	

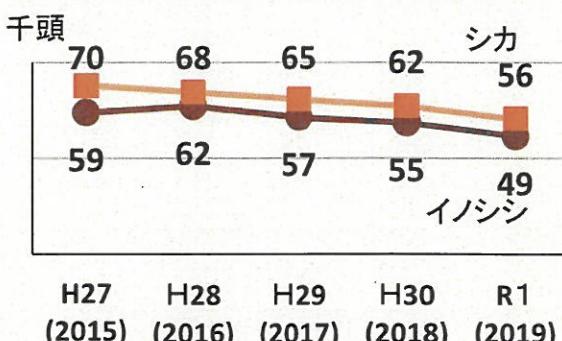
鳥獣被害防止対策の総合的推進

現状

野生鳥獣による農林業被害金額(令和2(2020)年)



イノシシ・シカの推定生息数(中央値)



生活環境での被害の発生

- ・イノシシの市街地やゴルフ場などへの出没
- ・シカの列車や車両との衝突事故
- ⇒野生鳥獣の生息域が拡大が予想される。



その他

- ・イノシシの豚熱感染防止の対応
- ・60歳以上の狩猟者割合が7割

課題

- ・これまでの調査結果や対策の成果を踏まえ、野生鳥獣による被害の本質と、その低減のための有効手段を見極めることが重要
- ・狩猟者不足が懸念される中、わなの見回りに係る省力化などの先進的技術の導入が必要
- ・防護・捕獲から利活用までの総合的な対策が求められるが、鳥獣被害対策は、新たな課題に対応しつつ、持続的かつ効果的な対策となるよう、不断の検証が重要

総合的対策

国・県の事業を活用し、5本の柱を総合的に推進

防護対策

捕獲対策

利活用対策

担い手の確保・育成

狩猟の適正化



1 防護対策

集落柵等の整備支援や専門家派遣を行う中で、今後は、農地と山林の間での刈払などの棲み分け対策や、人手不足に対応するための省力化対策を一層図り、効果的な被害低減を推進

2 捕獲対策

推定生息数や被害発生状況などの科学的数据を踏まえつつ、有害捕獲による効果的な管理対策を推進（参考：狩猟期間 11月15日～3月15日の4ヶ月）

3 利活用対策

捕獲獣を地域資源として有効に活用するため、認知度向上や安定供給に向けた取組を推進

4 担い手確保・育成

新たに狩猟免許取得者への支援による狩猟者の担い手確保や、専門講座研修等を実施し、地域で活躍する人材育成を図る。

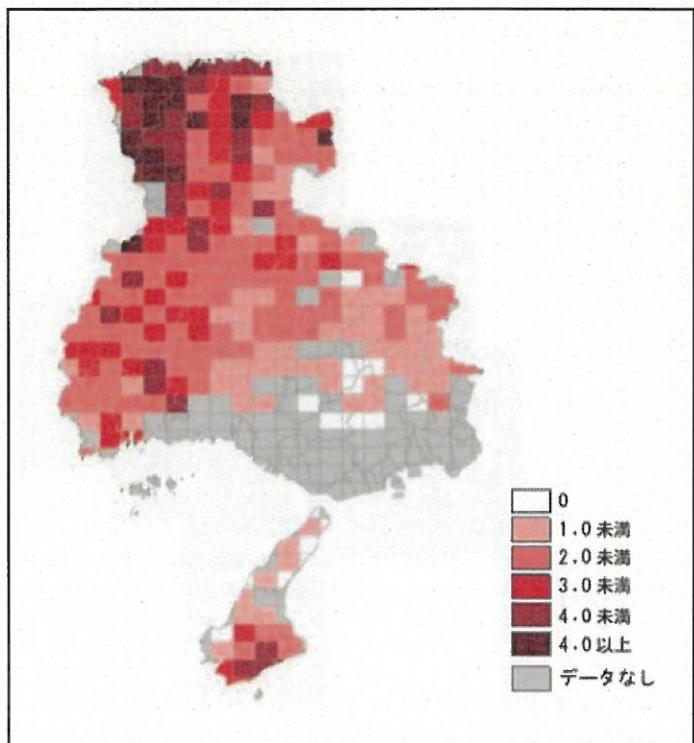
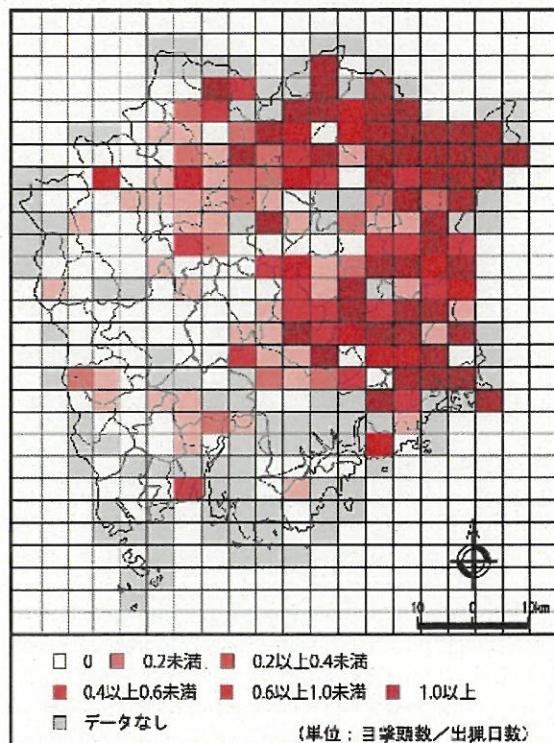
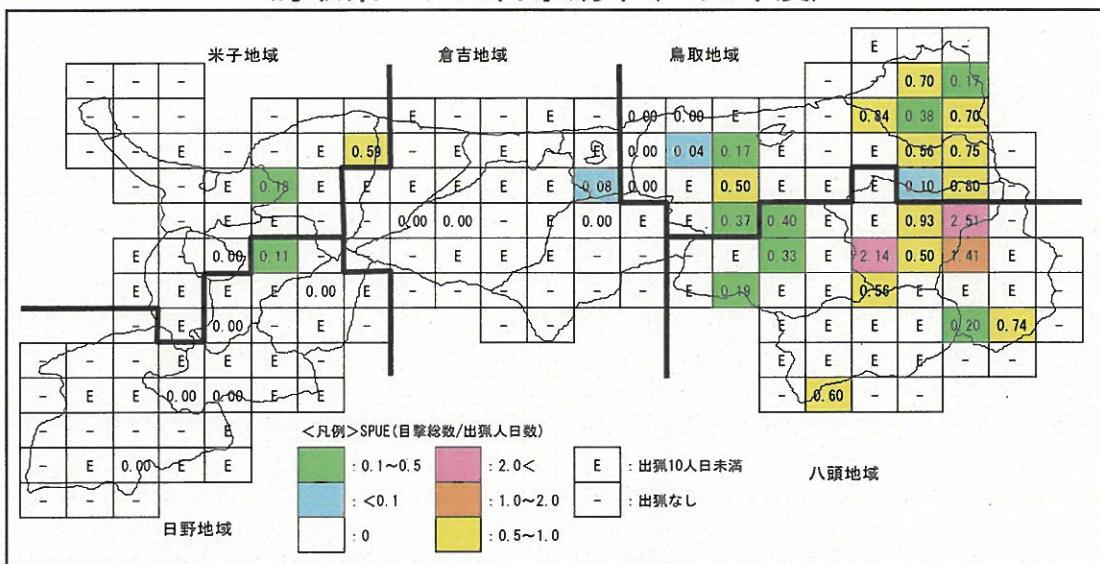
5 狩猟の適正化

鳥獣保護管理法に基づき、狩猟免許試験（取得・更新）や狩猟者登録を実施するとともに、法令遵守の指導を行う。



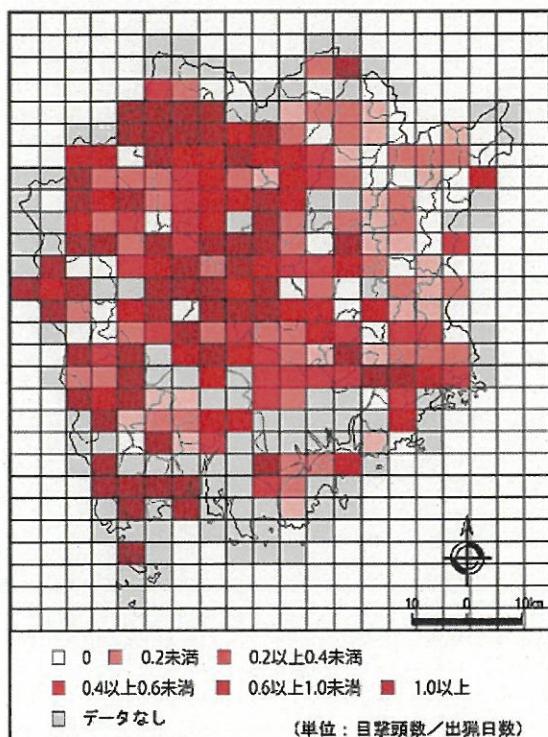
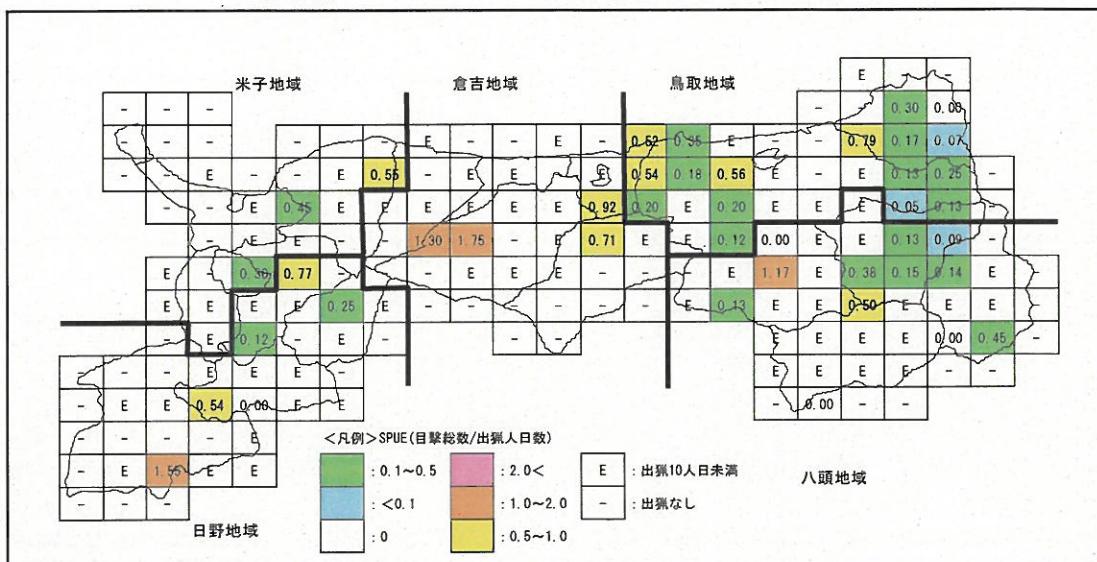
◎隣接県のシカの目撃効率の状況
本県の県境付近における目撃が多い。

鳥取県 シカ目撃効率(R元年度)

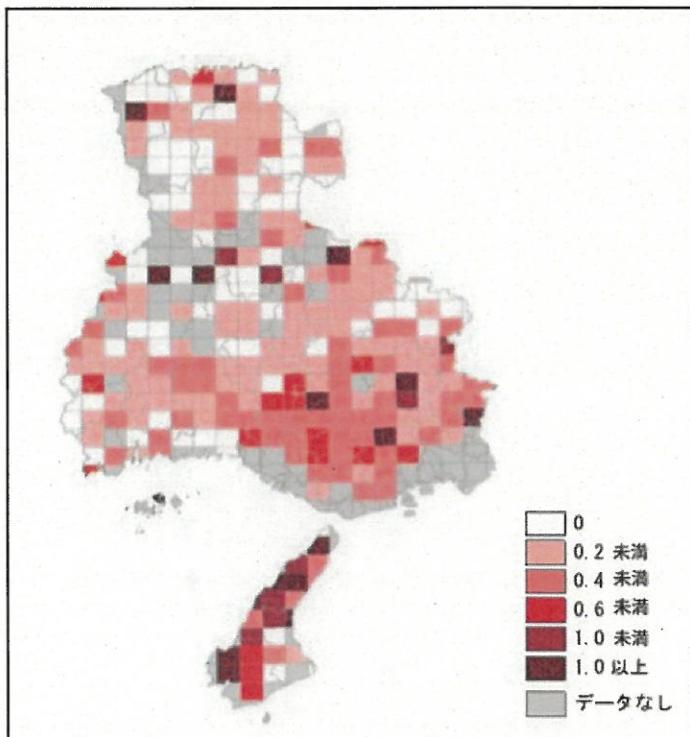


◎隣接県のイノシシの目撃効率の状況

鳥取県 イノシシ目撃効率(R元年度)



岡山県 イノシシ目撃効率
(R 2 年度)



兵庫県 イノシシ目撃効率
(R 2 年度)

第6期

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（素案）

令和4(2022)年4月 1日から

5年間

令和9(2027)年3月31日まで

岡山県

目 次

1 特定計画策定の目的及び背景	1
(1) 目的	1
(2) 背景	1
ア これまでの経緯	1
イ 被害対策強化に向けた取り組み	1
2 管理すべき鳥獣の種類	2
3 計画の期間	2
4 管理が行われるべき区域	2
5 現状	2
(1) 生息動向	2
(2) 生息環境	3
(3) 捕獲状況	4
ア 捕獲の現状と動向	4
イ 錯誤捕獲への対応状況	5
ウ 捕獲の扱い手に関する状況	5
(4) 被害状況及び対策の実施状況	6
6 特定計画の評価と改善	7
(1) 捕獲状況の評価	7
(2) 被害状況及び対策の実施状況の評価と改善	7
7 管理の目標	8
(1) 目標	8
(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	8
8 数の調整に関する事項	10
(1) 年度別捕獲目標の設定	10
(2) 個体群管理の方法	10
(3) 地域間の連携	10
9 生息地の保護及び整備に関する事項	10
10 被害防止対策に関する事項	11
11 モニタリング等の調査研究	11
12 その他管理のために必要な事項	11
(1) 狩猟者の確保及び捕獲技術の向上	11
(2) 計画の実施体制	12
(3) 捕獲個体の活用の推進	12
(4) その他	12

1 特定計画策定の目的及び背景

(1) 目的

県内に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息密度の低減、農林業被害及び生態系被害の軽減等を図ることで、個体群の適正な管理を目指す。

(2) 背景

ア これまでの経緯

本県では、古くからシカの分布が確認されているが、昭和 50（1975）年頃に推定された生息数は 100 頭前後と少數で、備前市の鹿久居島や兵庫県境などの一部地域に生息しているだけであった。その後、徐々にシカの生息数は増加し、平成 4（1992）年頃からは農林業被害が発生するなど、県東部を中心にシカの影響が顕在化するようになった。

県では、こうした状況を踏まえ、平成 15（2003）年度に第 1 期の「ニホンジカ保護管理計画」を策定し、狩猟に係る規制の緩和や被害防止対策に取り組んだ。平成 20（2008）年には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。）が施行されたことを受け、被害防止等の取り組みを一層強化してきたところである。

しかし、その後もシカの分布拡大と生息数の増加は止まらず、県北西部へと分布域が拡大した結果、元々生息していたイノシシによる被害とも相まって農林業者の経営意欲の減退につながるなど、深刻な社会問題となっていました。

こうした中、国では平成 25（2013）年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、シカの当面の捕獲目標として生息数を平成 23（2011）年度から 10 年後の令和 5（2023）年度までの半減を目指すこととし、シカの管理強化を進めている（以下「国の当面の目標」という。）。

この状況に対応するため、県ではシカを法に基づく第二種特定鳥獣に指定し、平成 29（2017）年 4 月に第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（以下「前期シカ管理計画」という。）を策定した。今回、前期シカ管理計画が令和 4（2022）年 3 月 31 日に終期を迎えるため、新たな第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（以下「新シカ管理計画」という。）を策定する。

イ 被害対策強化に向けた取り組み

前期シカ管理計画では、シカによる被害の軽減と生息密度の低減を目指して、国や県の補助事業を活用した侵入防止柵などの設置支援に加え、鳥獣被害防止対策の専門家と連携し、技術講習会の開催や効果的な防護柵設置のための現地指導等の総合的な対策に取り組んできた。

また、集落ぐるみの自衛意識の強化に向けて、荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去等、シカが出没しにくい環境整備や地域の防護体制の構築に関係者と連携して取

り組んできた。

捕獲強化に向けては、生息数の急激な増加に対応するため、平成 30(2018)年度から、市町村が行う有害鳥獣許可捕獲への支援対象期間を、それまでの 7～9 月から通年に拡大し、県全域での捕獲強化を図ってきた。

加えて、平成 29(2017)年度から兵庫県と鳥取県との 3 県連携による捕獲強化月間を 10 月に設定し、生息密度が高い両県境界域の市町村が行う許可捕獲に対し、市町村の助成額への追加での上乗せ支援を行うことで、効果的かつ効率的な捕獲を行い、農林業被害の低減と県外からの侵入抑制を図った。

更に、狩猟の担い手確保・育成対策として、新規狩猟免許取得や有害鳥獣駆除班活動への助成や狩猟免許取得者の捕獲技術の底上げを目的とした講習会の開催に取り組んできた。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ(*Cervus nippon*)

3 計画の期間

令和 4(2022)年 4 月 1 日から令和 9(2027)年 3 月 31 日まで（第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

4 管理が行われるべき区域

岡山県全域

5 現状

(1) 生息動向

シカの分布域は、県北東部地域を中心であったが、令和元(2019)年度に実施したシカの生息状況調査結果では、平成 25(2013)年度頃から県中部から北西部にも拡大しており、推定した生息密度も徐々に増大する傾向にある（図 1）。

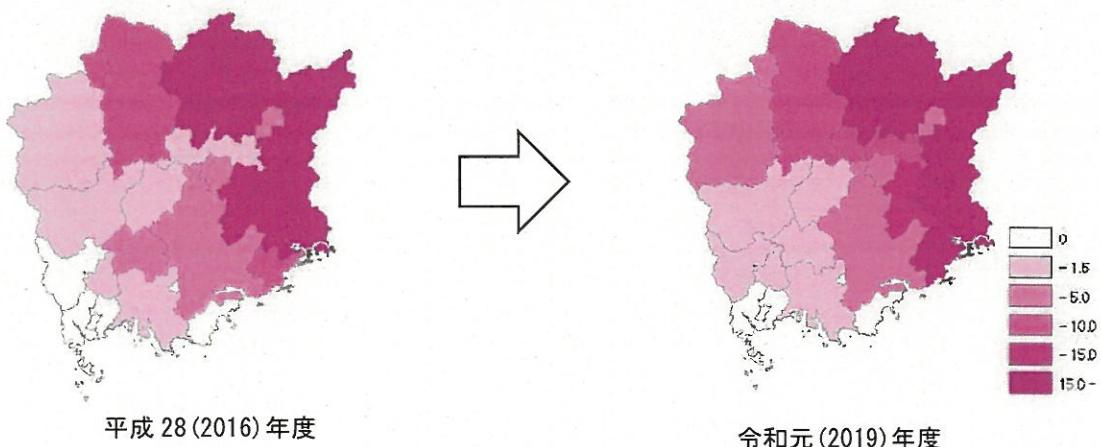


図 1 推定した市町村別の生息密度（頭／km²）

県全体のシカの生息数は平成 17(2005)年度以降、平成 25(2013)年度まで増加傾向であったが、その後は減少傾向であることが明らかになった。

また、令和元(2019)年度末の推定生息数の中央値は、56,484 頭(90%信用区間:30,413 頭～101,860 頭)、自然増加率の中央値は 1.14、増加数の中央値は 8,597 頭であった。(図 2、表 1)。

なお、市町村別では、依然として備前市、美作市が上位を占めており、両市における生息数は県内の約 39%にあたる 22,000 頭程度であった。

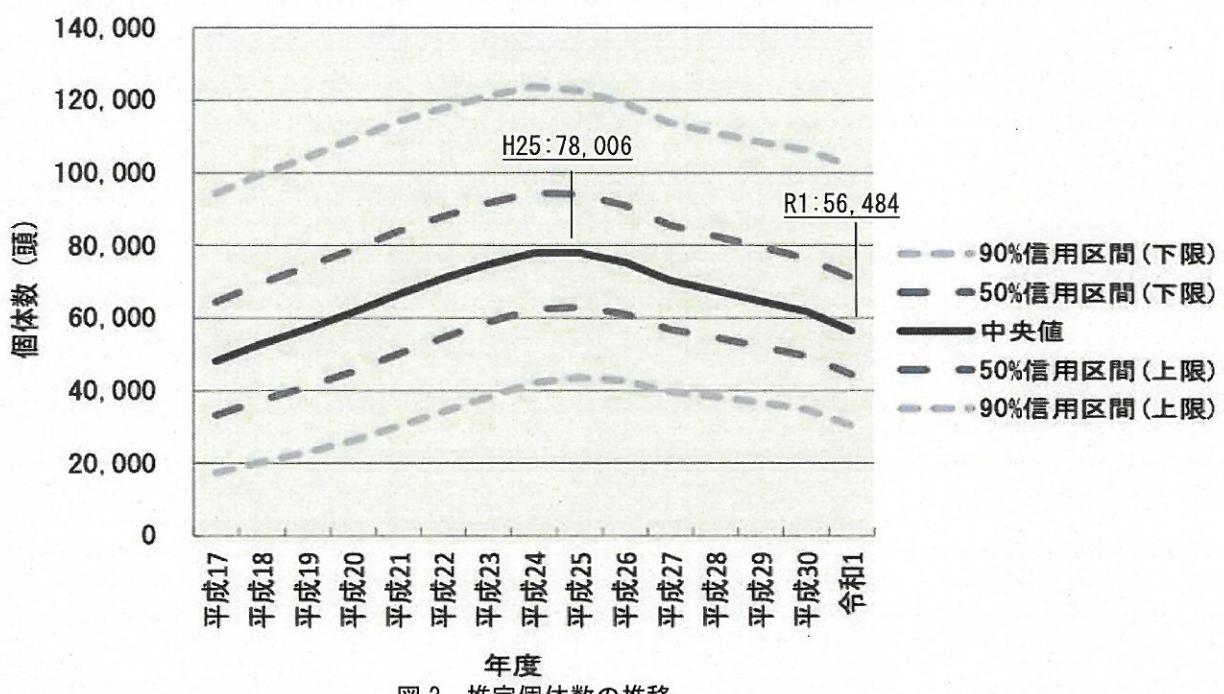


図 2 推定個体数の推移

表 1 令和元年度時点での各変数の推定結果

項目	数値
目撃効率(頭／日)	0.41
糞塊密度(10 粒以上糞塊数／km)	0.9
推定自然増加率の 中央値(90%信用区間)(%)	14.0 (8.0～28.0)
推定生息数の 中央値(90%信用区間)(頭)	56,484 (30,413～101,860)
推定増加数の 中央値(90%信用区間)(頭)	8,597 (6,461～11,287)

※自然増加率、生息数、増加数は、捕獲数、糞塊密度、目撃効率を基に階層ベイズ法により推定した
(狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲数は H17(2005) 年度～R 元(2019) 年度のデータを、指定
管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数は H27(2015) 年度～H29(2017) 年度のデータを、糞塊密
度は H17(2005) 年度～R 元(2019) 年度のデータを、目撃効率は H23(2011) 年度～R 元(2019)
年度のデータを活用した)。

(2) 生息環境

本県は、県北部の兵庫県及び鳥取県境付近には標高1,000mを超える中国山地の山々が連なり、中南部は500m前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様な地形を形成している。

また、中南部の兵庫県境付近は、地形的に遮断するような山地ではなく、概して連續した丘陵地帯である。県土面積の約7割を森林が占めており、中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候や地形等の自然的条件、利用形態によって様々な森林を形成している。

北部では、積雪の多い中国山地の奥山にはブナ林が見られるほか、ヒノキ・スギが植栽された人工林率の高い地域が多く、比較的温暖な気候の中南部では、アカマツを中心とする森林が多い。

被害対象となる田畠の耕地面積の推移を見ると、前期シカ管理計画策定時となる平成28(2016)年の耕地面積は6万5千900haから令和2(2020)年は6万3千600haと約2千ha減少している。一方では、シカの隠れ場所やエサ場となる荒廃農地面積は、近年、約1万1千haで推移している(表2)。

表2 耕地面積等の状況

単位ha

年次	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)
耕地面積	65,900	65,600	64,600	64,500	63,600
作付延べ面積	51,900	51,300	50,700	49,600	49,300
耕地利用率	78.8%	78.2%	78.5%	76.9%	77.5%
荒廃農地面積計	11,972	11,564	11,305	10,748	11,269

農林水産省統計

(3) 捕獲状況

ア 捕獲の現状と動向

本県におけるシカの捕獲数は、年度によりばらつきがあるが、国の当面の目標に基づく取組の着実な実行に向けて、シカの生息密度の高い県境付近を中心に捕獲強化に取り組んできた。平成30(2018)年度以降、それまで7~9月を支援対象期間としていた県捕獲奨励金を緊急的に通年に拡大したこと、令和2(2020)年度には、過去最高の15,375頭が捕獲された(図3)。

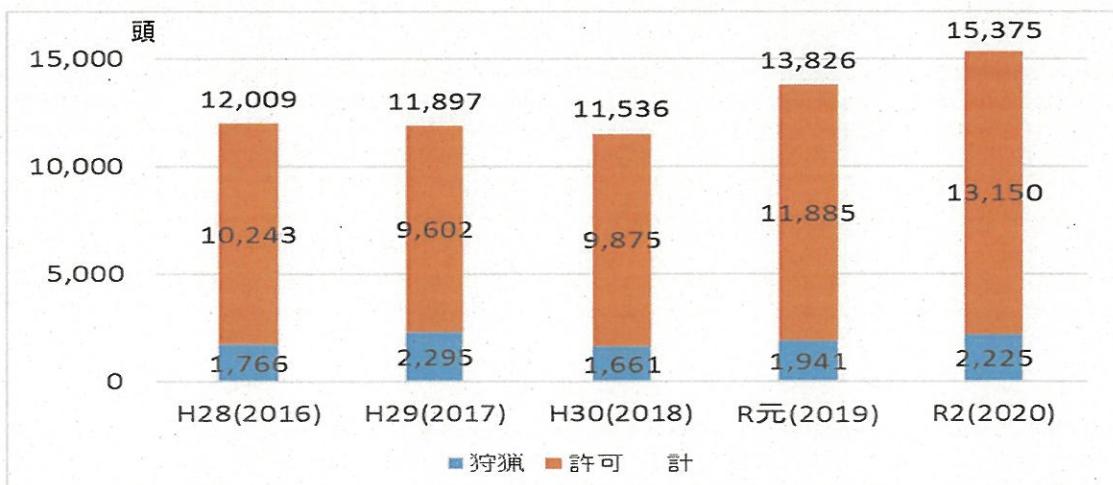


図3 捕獲数の推移と捕獲区分の内訳

また、狩猟者の協力のもと実施している出猟カレンダー調査の結果からも、100頭以上の捕獲があった区域が拡大している様子が認められる(図4)。

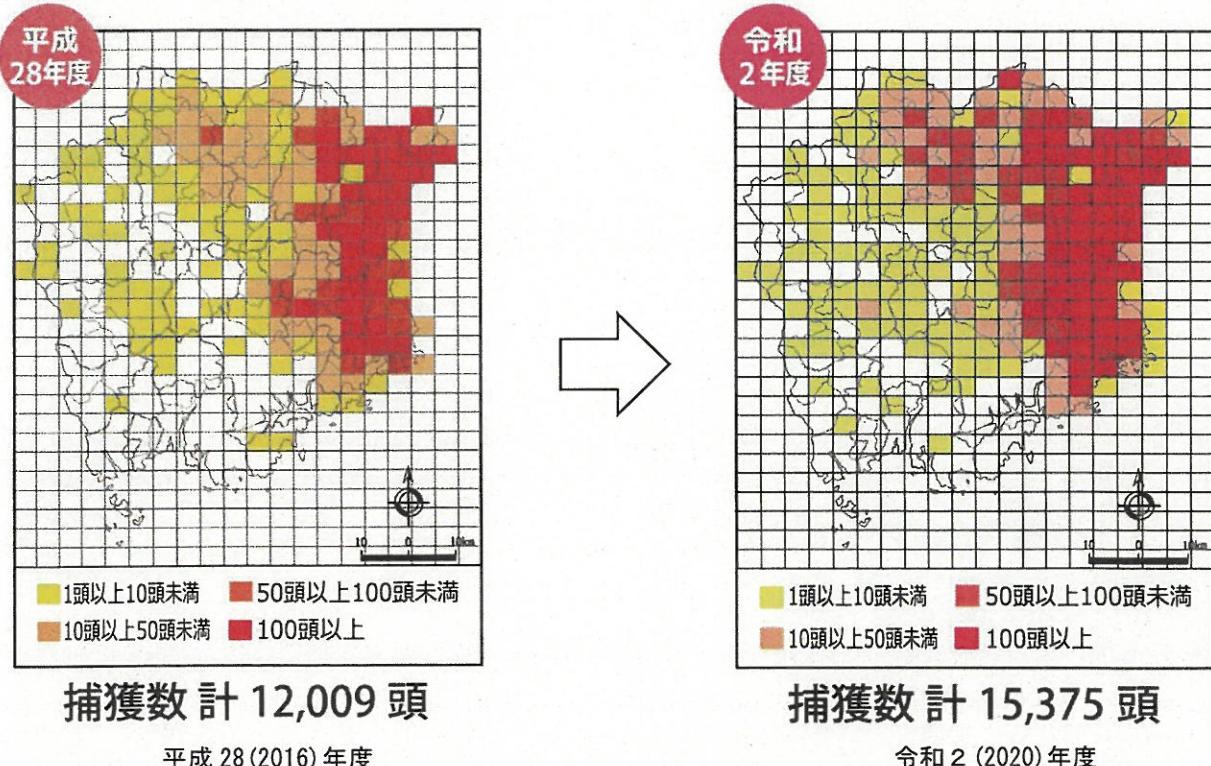


図4 捕獲状況 (5 km × 5 kmメッシュ図)

イ 錯誤捕獲への対応状況

県では、狩猟者に対し、ツキノワグマ等のわなによる錯誤捕獲防止のため、鳥獣保護管理事業計画の捕獲許可基準を厳守するよう指導を行ってきた。

また、万が一、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合には、配置している5名の特定鳥獣専門指導員が放獣等の対応に当たるよう体制を整備している。

ウ 捕獲の担い手に関する状況

県内の狩猟者登録件数は、一時期減少傾向にあったが、平成26(2014)年度より総じて増加傾向である。特に、わな猟の登録件数は年々増加しており、令和2(2020)年度には、全登録件数の63%がわな猟であった。一方で、銃猟の登録件数は年々減少傾向にあり、巻き狩り猟などの組猟や銃器による止めさしが行える狩猟者の人手不足などが問題となっている。更に、狩猟免許保持者の高齢化も年々進んでおり、平成22(2010)年度以降は60歳以上の割合が全体の約7割を占めている。18~39歳の若手狩猟者の割合は、約10%と平成28(2016)年度(8.5%)から若干ではあるが増加傾向を示しており、その定着に向けた取り組みも必要となっている。

(4) 被害状況及び対策の実施状況

これまでの捕獲強化と防護柵の設置等の防護対策により、県内の農林業被害額はピーク時の平成 23(2011)年から大幅に減少しているが、近年は約 3 千万円で推移している(図 5)。

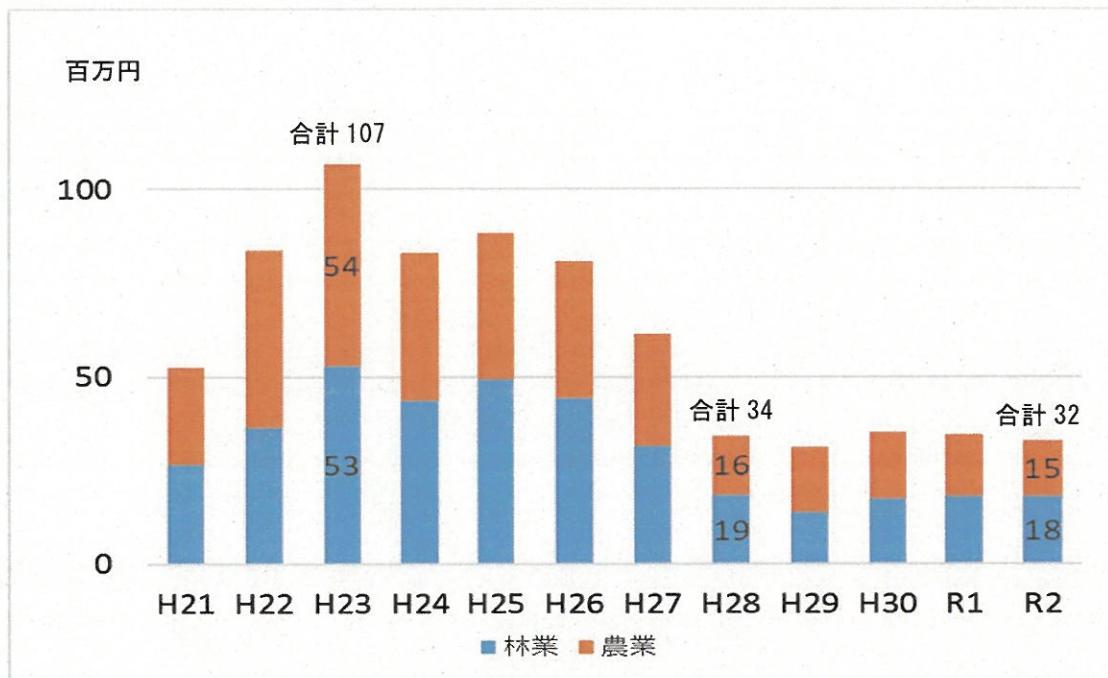


図 5 農林業被害額の推移

一方で、令和 2 (2020) 年度に実施した県全域の農業集落を中心に行った「生息状況及び被害状況等に関する集落アンケート調査」(以下「集落アンケート調査」という。) では、県東部の生息数が低下した反面、北部では増加傾向にある特徴が示された(図 6)。

また、被害が「深刻」または「大きい」と回答した集落の割合は減少傾向にあり、調査を開始した平成 28 (2016) 年度時点では、「深刻」の回答割合は 4.6%に対し、令和 2 (2020) 年度には 2.3%と半減し、「大きい」の回答割合も 17.1%から 14.0%に減少している。

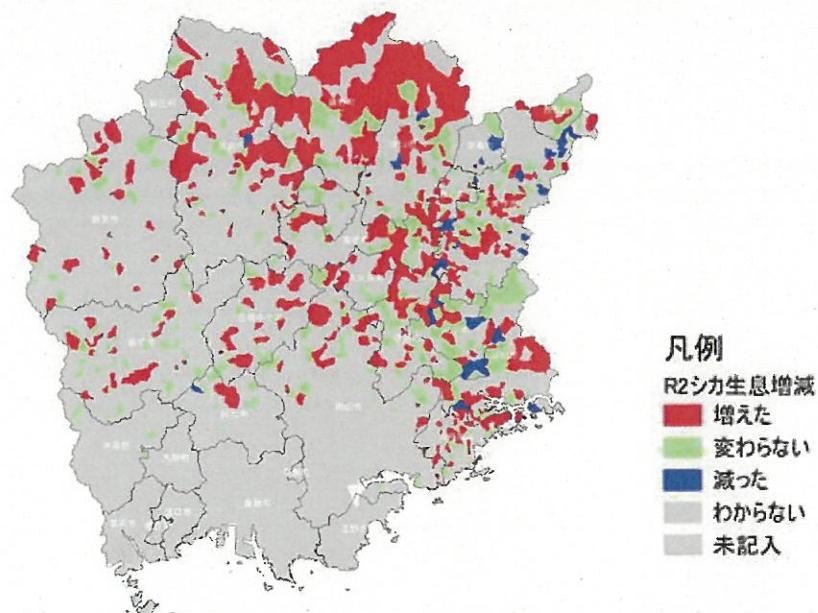


図 6 集落アンケート調査結果による生息増減

農業被害の軽減の観点から被害防止対策については、電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵の設置が進められてきたが、設置後の管理不十分により効果が減少するなどの課題が発生している。

更に、工事施工箇所における法面植生などの食害のほか、シカが自動車や列車と衝突する事故などの生活環境被害も発生している。

また、林業被害は、新植した苗木の食害に加え、剥皮害などが発生しており、生息密度が高く造林苗木への食害が予想される地域については、個別に防護柵の設置等の被害対策を行っているのが現状である。

6 特定計画の評価と改善

(1) 捕獲状況の評価

令和2(2020)年度に実施した生息数推定調査の結果によれば、本県におけるシカの推定生息数は、令和元(2019)年度と同等の捕獲率を継続した場合、個体数は徐々に減少していくものと推測され、特に、令和2(2020)年度には前年度を上回る捕獲実績を上げており※、このペースを保ちながら捕獲の促進を図ることができれば、目標の実現可能性は十分に高いと考えられる(表3)。

※ 令和元(2019)年度と同等の捕獲率を継続した場合、令和2(2020)年度の必要捕獲数が12,674頭であったのに対し、捕獲実績は15,375頭であった。この値は、令和5(2023)年度末までに目標を達成するために必要とされる令和3(2021)年度の必要捕獲数15,712頭にも迫る数値である。

表3 現在の捕獲状況で捕獲を続けた場合の将来予測

変数		5%	25%	中央値	75%	95%	必要捕獲数
個体数	R1	30,413	44,425	56,484	71,133	101,860	-
個体数	R2	26,423	39,830	51,715	66,442	97,972	12,674
個体数	R3	19,279	31,759	43,359	57,925	89,684	15,712
個体数	R4	14,135	25,473	36,480	50,732	82,071	13,203
個体数	R5	10,270	20,406	30,736	44,493	75,389	11,126

(2) 被害状況及び対策の実施状況の評価と改善

農業被害のさらなる軽減のためには、生息分布域拡大地域における侵入防止柵設置と合わせて、設置後の適切な管理強化が重要である。

特にワイヤーメッシュでは、設置直後は管理が不十分でも、ある程度の侵入防止効果を発揮する場合が多いが、時間経過とともに効果は薄れる傾向にある。このため、繰り返しシカによる侵入を許している地域では、柵の定期的な見回りや補修をするなど持続的な対策を行う必要がある。

また、従来から電気柵を設置している地域の中においては、シカが電気柵を攻略し、

適切に柵を管理していても侵入されてしまう事例が増えつつあることから、ワイヤーメッシュ等の物理柵への切り替えを順次進めていくことも必要である。

林業被害については、平成 28(2016)年度以降は著しく減少しており(図 6)、全体としては対策が効果を発揮していると評価できる。一方で、分布域拡大に伴い、被害地も広がっていくことが予想されるため、防護対策の適切な運用法について、引き続き普及していく必要がある。

7 管理の目標

(1) 目標

管理の目標は、これまでの経過を考慮すると、前期シカ管理計画で設定した「令和 5(2023)年度までに平成 23(2011)年度時点の生息数を半減させる」という目標を踏襲することが妥当であると考えられ、引き続き、国の当面の目標を踏まえ、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、シカの個体群を適正に管理する。

<目標>

- ・生息密度の低減
- ・生息分布域の縮減
- ・農林業被害及び生態系被害の軽減

<数値目標>

令和 5(2023)年度までに平成 23(2011)年度時点の生息数を半減させることとする。

【目標設定の考え方】

平成 23(2011)年度の推定生息数(中央値)を半減
74,745頭 ÷ 2 ≈ 37,372頭

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

階層ベイズモデルによる生息数推定結果と、アンケート調査の結果との関係から、生息密度が 10 頭／km²以下になると、農業被害の「深刻(生産量の 30%以上の被害)」又は「大きい(生産量の 30%未満の被害)」集落の合計が 20%以下となることが示されている。このことから、被害軽減の目標を達成するためには、被害防除対策とあわせて計画的に生息密度の管理を進めていくことが重要である(図 7)。

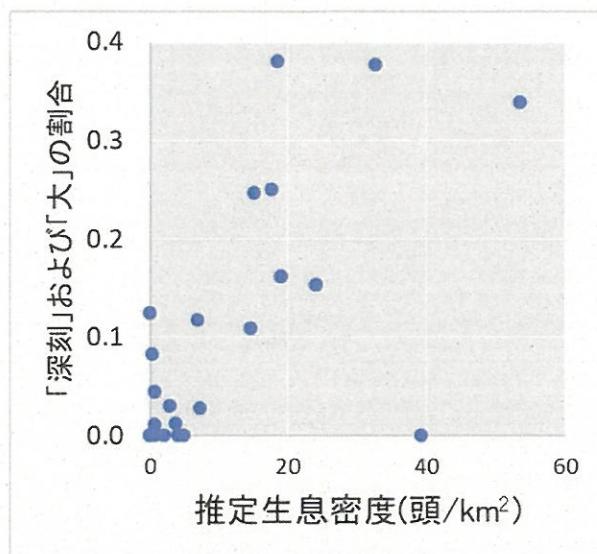


図7 生息密度と農業被害との関係

一方、生態系・林業被害については、現段階では県内の情報が不足しているため、本県の実情に応じた数値目標の設定は難しいものの、隣接県における生態系・林業被害の状況も踏まえながら、引き続き高い捕獲圧を維持するほか、関係機関が連携して、総合的な被害防止対策を積極的に推進し密度管理を進めていくことが重要である（図8）。

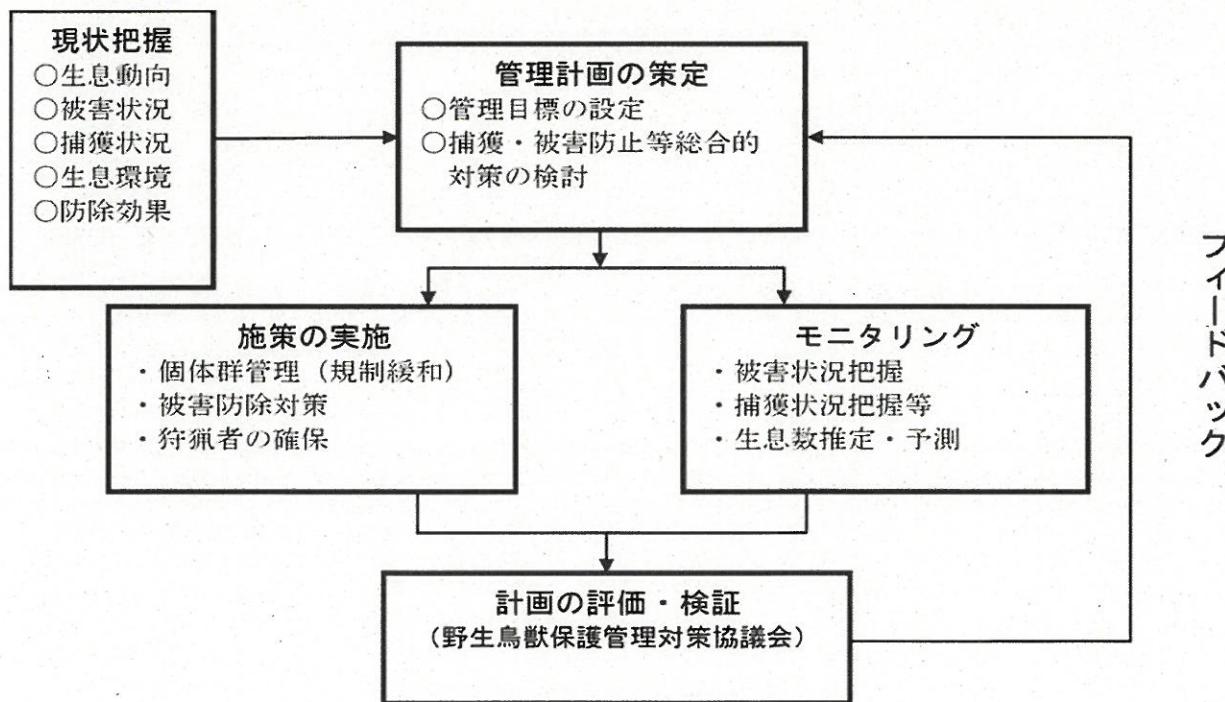


図8 シカ管理計画の実施フロー図

8 数の調整に関する事項

(1) 年度別捕獲目標の設定

令和2(2020)年度に実施した生息数の推定調査結果に基づき、7の「管理の目標」を達成するために表3に示した年度ごとの捕獲目標数(中央値)を本県の暫定的な捕獲目標とする。

本値は、調査結果を基に算出した暫定値であり、新たに生息数の推定や将来予測を行った場合には、更新された値を目標値として、年度別計画に反映させることとする。

また、シカの生息密度や分布域等については、絶えず変動し続けるものであるため、モニタリング調査を引き続き実施し、その推移を的確に把握するよう努めるとともに、各種施策による効果の評価・検証を行うなどの順応的管理を行っていく。

(2) 個体群管理の方法

ア 狩猟期間の延長

狩猟期間を1か月間延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

イ くくりわなの輪の直径の規制の緩和

くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。

ウ 有害鳥獣許可捕獲の推進

被害状況や狩猟者数など地域の実状を踏まえ、市町村、農林業従事者等地域住民、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣駆除班、狩猟関係団体の連携のもと、適正かつ計画的・効果的に有害鳥獣許可捕獲を推進する。

○ 被害実態の把握

○ 捕獲体制の充実

(狩猟関係団体との協力体制の強化、鳥獣被害対策実施隊の編成等)

○ 駆除強化月間の設定

○ 効果的な捕獲の推進(耕作地周辺の被害原因となる個体の捕獲等)

エ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

本計画の目標を達成するために必要と判断した場合、当該事態の発生地域におけるシカの生息状況と農林業被害対策の実施状況等を確認した上で、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を定め、当該事業による個体数調整を行うものとする。

(3) 地域間の連携

シカは、行政域を越えて移動していることから、隣接する県、市町村等の地域間において、捕獲対策の具体的な協議の場を設けるとともに、生息や捕獲に係る情報交換、狩猟の担い手育成等について連携を図る。

特に、生息数が多い兵庫県及び鳥取県と引き続き連携強化し、「シカ捕獲強化月間」を設定するなど、重点的に県境付近の個体数調整にも取り組むこととする。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の指定と生態系のバランスに配慮した管理により、生物多様性の保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐等による適正な森林整備や

広葉樹の植栽等による多様な森林づくり等により生息環境を整え、人の生活域とシカの生息域との棲み分けができる環境づくりを進める必要がある。

また、採食による自然植生への影響が深刻な地域、特に、希少植物種への影響が顕著な地域では、植生保護柵の設置等の推進を図る。

10 被害防止対策に関する事項

農林業被害を低減するためには、捕獲を強化するだけではその効果は期待できない。捕獲以外の手段である被害防止対策として、耕作地周辺での侵入防止対策や生息環境の改善、誘引物除去など、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体等が連携し、地域社会が自衛のために取り組む地域ぐるみの総合的な被害防止対策が重要である。

以上のことから、県では「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。)に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。

- 被害実態の把握
- 集落等地域が一体となって取り組む防除・捕獲体制の構築促進
- シカの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備への支援
- 荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去などシカの出没しにくい棲み分け対策の推進
- 新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催、スマート技術等）
- 地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等

11 モニタリング等の調査研究

県は、本計画を検証し、順応的管理を行うため、次の事項について継続的に調査を実施する。

- 農林業等被害と対策の実施状況（被害の増減・規模・防護柵の種類と効果等）
- 分布・生息状況調査（集落アンケート・糞塊密度調査等）
- 狩猟、及び有害鳥獣捕獲による捕獲状況（性別・頭数・場所・方法等）
- 出猟カレンダー調査（狩猟及び有害鳥獣捕獲の従事者による目撃・捕獲等情報の収集）

12 その他管理のために必要な事項

(1) 狩猟者の確保及び捕獲技術の向上

近年、狩猟者は、全体的には減少するとともに高齢化が進んでいるため、新たな狩猟者の確保に向けた狩猟免許制度の普及啓発に努めるとともに、若手狩猟者へ技術の伝承が図られるよう、各種施策を講じる。

一方、農業従事者を中心として「わな猟免許」の取得者が増加傾向にあり、捕獲数の増加に大きく寄与している。このため、被害対策の一環として、農業従事者自らが捕獲できるよう狩猟免許の取得を促すとともに、地域で核となって活動する高度な技術と経験を持つ者を育成し、その者が地域で指導を行うことで、地域全体での捕獲技術の向上が図られるよう努める。

- 狩猟免許制度の普及啓発（狩猟免許試験の周知及び講習会・セミナーの開催等）
- 捕獲技術の向上（銃猟扱い手確保に向けた専門研修、新規わな猟免許取得者への講習）

（2）計画の実施体制

県は、本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・狩猟・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理対策の見直しを行う。

（3）捕獲個体の活用の推進

管理の一環として捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する観点から、ジビエ料理の普及、加工開発、販路拡大、最終処理施設の整備等を支援する。

（4）その他

本計画を推進していく上で、隣接する兵庫県、鳥取県及び広島県と情報交換を行うなど円滑な連携に努める。

狩猟者や行政・団体職員等を対象として、法令、事故防止、捕獲技術等について、研修等による人材育成を進めるとともに、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための技術開発、捕獲した個体の有効活用や効率的な処分等に関する情報の収集及び提供を行う。

第6期

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（素案）

令和4(2022)年4月 1日から

5年間

令和9(2027)年3月31日まで

岡山県

目 次

1 特定計画策定の目的及び背景 ······	1
(1) 目的 ······	1
(2) 背景 ······	1
ア これまでの経緯 ······	1
イ 被害対策強化に向けた取り組み ······	1
2 管理すべき鳥獣の種類 ······	2
3 計画の期間 ······	2
4 管理が行われるべき区域 ······	2
5 現状 ······	2
(1) 生息動向 ······	2
(2) 生息環境 ······	3
(3) 捕獲状況 ······	4
ア 捕獲の現状と動向 ······	4
イ 錯誤捕獲への対応状況 ······	5
ウ 捕獲の扱い手に関する状況 ······	5
(4) 被害状況及び対策の実施状況 ······	5
6 特定計画の評価と改善 ······	7
(1) 捕獲状況の評価 ······	7
(2) 被害状況及び対策の実施状況の評価と改善 ······	7
7 管理の目標 ······	8
(1) 目標 ······	8
(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方 ······	8
8 数の調整に関する事項 ······	9
(1) 年度別捕獲目標の設定 ······	9
(2) 個体群管理の方法 ······	9
(3) 地域間の連携 ······	9
9 生息地の保護及び整備に関する事項 ······	9
10 被害防止対策に関する事項 ······	10
11 モニタリング等の調査研究 ······	10
12 その他管理のために必要な事項 ······	10
(1) 狩猟者の確保及び捕獲技術の向上 ······	10
(2) 計画の実施体制 ······	11
(3) 捕獲個体の活用の推進 ······	11
(4) 豚熱対策の取り組み ······	11
ア 感染症に関する状況把握 ······	11
イ 捕獲強化の推進 ······	11
(5) その他 ······	11

1 特定計画策定の目的及び背景

(1) 目的

県内に生息するイノシシについて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。) 第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図ることで、個体群の適正な管理を目指す。

(2) 背景

ア これまでの経緯

本県では、イノシシは古くから生息し、貴重な狩猟資源として自然環境を構成する要素として生態系の中で重要な役割を果たしてきた。しかし、平成 2 (1990) 年頃から、イノシシによる農林業被害が全県的に目立つようになってきたため、県では市町村と連携して侵入防止柵設置や有害鳥獣許可捕獲等の被害防止対策に取り組んできた。

こうした中、国では平成 25 (2013) 年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、イノシシの当面の捕獲目標として生息数を平成 23 (2011) 年度から 10 年後の令和 5 (2023) 年度までの半減を目指すこととし、イノシシの管理強化を進めている(以下「国の当面の目標」という。)。

この状況に対応するため、県ではイノシシを法に基づく第二種特定鳥獣に指定し、平成 29 (2017) 年 4 月に第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(以下「前期イノシシ管理計画」という。)を策定した。今回、前期イノシシ計画が令和 4 (2022) 年 3 月 31 日に終期を迎えるため、新たな第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(以下「新イノシシ管理計画」という。)を策定する。

イ 被害対策強化に向けた取り組み

前期イノシシ管理計画では、イノシシによる被害の軽減と生息密度の低減を目指して、国や県の補助事業を活用した侵入防止柵などの設置支援に加え、鳥獣被害防止対策の専門家と連携し、技術講習会の開催や効果的な防護柵設置のための現地指導等の総合的な対策に取り組んできた。

また、集落ぐるみの自衛意識の強化に向けて、荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去等、イノシシが出没しにくい環境整備や地域の防護体制の構築に関係者と連携して取り組んできた。

捕獲強化に向けては、平成 30 (2018) 年度から、市町村が行う有害鳥獣許可捕獲への支援対象期間を、それまでの 7 ~ 9 月から非狩猟期間(3 月 16 日 ~ 11 月 14 日)に拡大し、県全域での捕獲強化を図ってきた。

更に、狩猟の担い手確保・育成対策として、新規狩猟免許取得や有害鳥獣駆除班活動への助成や狩猟免許取得者の捕獲技術の底上げを目的とした講習会の開催に取り組んできた。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ(*Sus scrofa*)

3 計画の期間

令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日(第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内)

4 管理が行われるべき区域

岡山県全域

5 現状

(1) 生息動向

イノシシは、これまで県全域で確認され、特に県西北部での確認が多いと推定していたが、令和元(2019)年度に実施した生息状況調査では、県南部でも推定生息密度が高くなるなど、分布域は拡大傾向にある(図1)。

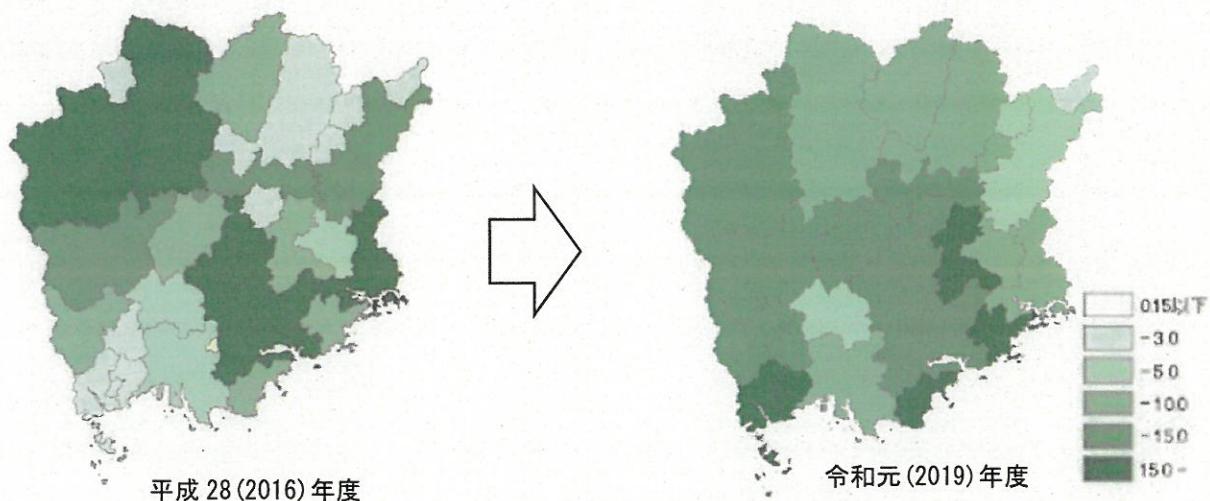


図1 推定した市町村別の生息密度(頭/km²)

また、県全体のイノシシの生息数は、平成26(2014)年度まで増加傾向あったが、平成29(2017)年度以降は減少傾向に転じている様子が明らかになった。

なお、令和元(2019)年度末の推定生息数の中央値は、49,204頭(90%信用区間：24,188頭～131,688頭)、自然増加率の中央値は1.47、増加数の中央値は25,981頭であった(図2、表1)。

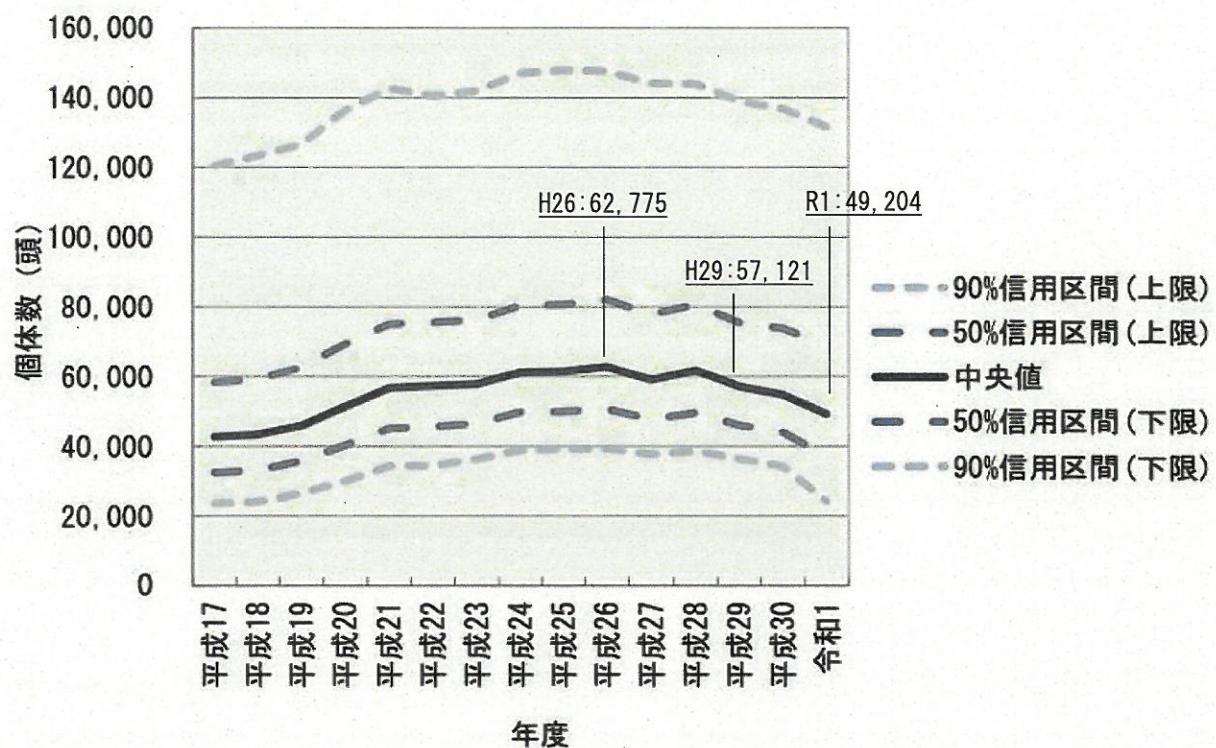


図2 推定個体数の推移

表1 令和元年度時点での各変数の推定結果

項目	数値
目撃効率(頭／日)	0.4599
捕獲効率(頭／日)	0.2036
推定自然増加率の 中央値(90%信用区間)(%)	47.0 (11.0~85.0)
推定生息数の 中央値(90%信用区間)(頭)	49,204 (24,188~131,688)
推定増加数の 中央値(90%信用区間)(頭)	25,981 (10,076~41,352)

※自然増加率、生息数、増加数は、捕獲数、目撃効率、捕獲効率のデータを基に階層ベイズ法により推定した（狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲数はH17（2005）年度～R元（2019）年度のデータを、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数はH27（2015）年度～H29（2017）年度のデータを、目撃効率はH23（2011）年度～R元（2019）年度のデータを、捕獲効率はH23（2011）年度～R元（2019）年度のデータを活用した）。

(2) 生息環境

本県は、県北部の兵庫県及び鳥取県境付近には標高1,000mを超える中国山地の山々が連なり、中南部は500m前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様

な地形を形成している。県土面積の約7割を森林が占めており、中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候や地形等の自然的条件、利用形態によって様々な森林を形成している。北部では、積雪の多い中国山地の奥山にはブナ林が見られるほか、ヒノキ・スギの人工林率が高い地域が多く、比較的温暖な気候の中南部では、アカマツを主体とする森林が多い。

被害対象となる田畠の耕地面積の推移を見ると、前期イノシシ管理計画策定時となる平成28(2016)年の耕地面積は6万5千900haから令和2(2020)年は6万3千600haと約2千ha減少している。一方では、イノシシの隠れ場所やエサ場となる荒廃農地面積は、近年、約1万1千haで推移している(表2)。

表2 耕地面積等の状況

単位: ha

年次	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)
耕地面積	65,900	65,600	64,600	64,500	63,600
作付延べ面積	51,900	51,300	50,700	49,600	49,300
耕地利用率	78.8%	78.2%	78.5%	76.9%	77.5%
荒廃農地面積計	11,972	11,564	11,305	10,748	11,269

農林水産省統計

(3) 捕獲状況

ア 捕獲の現状と動向

本県におけるイノシシの捕獲数は、年度によりばらつきがあるが、中長期的には増加傾向にある。前期イノシシ管理計画では、中山間地域を中心に深刻な被害が続いていたことから、県全域での捕獲強化と集落ぐるみの防護対策などの総合的対策に取り組んでおり、特に、平成30(2018)年度に、それまで7~9月を支援対象期間としていた県の捕獲奨励金を非猟期(3月16日から11月14日)に拡大したこと、近年では捕獲数は3万頭を越えて高い水準を維持している(図3)。

また、狩猟者の協力のもと実施している出猟カレンダー調査の結果からも、100頭以上の捕獲があった区域が拡大しており、全県的に捕獲圧が高まっている(図4)。

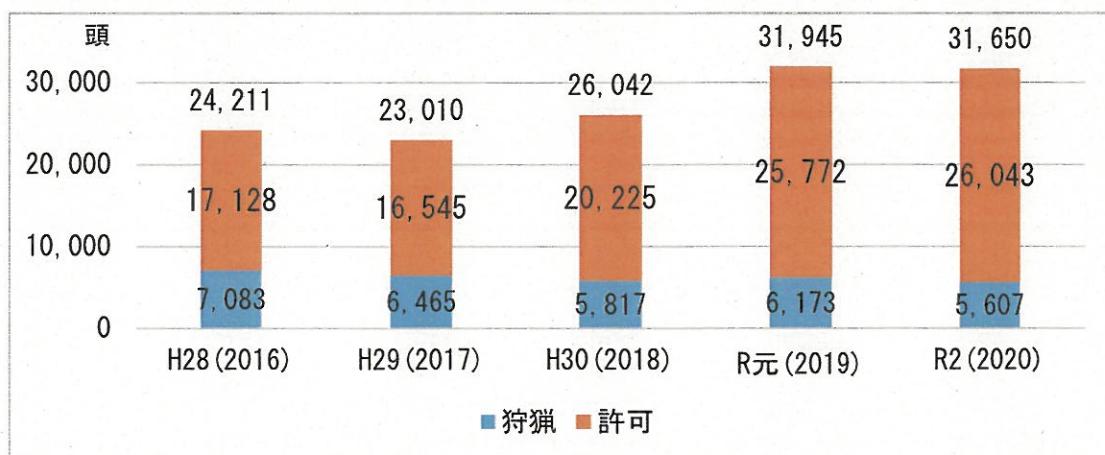


図3 捕獲数の推移と捕獲区分の内訳

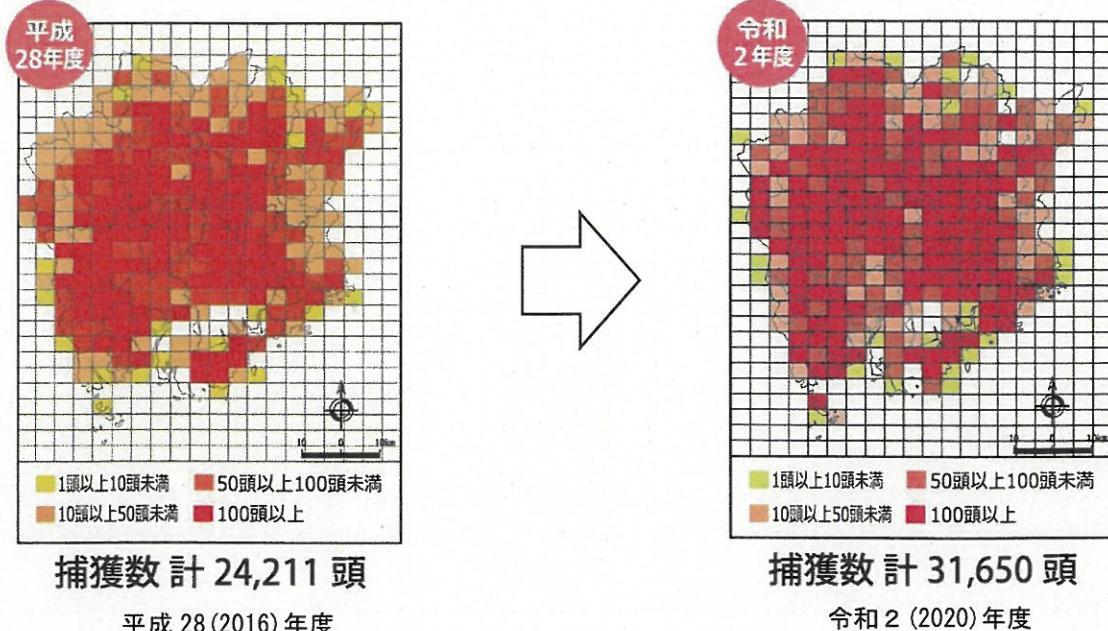


図4 捕獲状況（5 km × 5 km メッシュ図）

イ 錯誤捕獲への対応状況

県では、狩猟者に対し、ツキノワグマ等のわなによる錯誤捕獲防止のため、鳥獣保護管理事業計画の捕獲許可基準を厳守するよう指導を行ってきた。

また、万が一、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合には、5名の特定鳥獣専門指導員が放獣等の対応に当たるよう体制を整備している。

ウ 捕獲の担い手に関する状況

県内の狩猟者登録件数は、一時期減少傾向にあったが、平成 26(2014) 年度より総じて増加傾向である。特に、わな猟の登録件数は年々増加しており、令和 2(2020) 年度には、全登録件数の 63% がわな猟であった。一方で、銃猟の登録件数は年々減少傾向にあり、巻き狩り猟などの組猟や銃器による止めさしが行える狩猟者の人手不足などが問題となっている。更に、狩猟免許保持者の高齢化も年々進んでおり、平成 22(2010) 年度以降は 60 歳以上の割合が全体の約 7 割を占めている。18~39 歳の若手狩猟者の割合は、約 10% と平成 28(2016) 年度 (8.5%) から若干ではあるが増加傾向を示しており、その定着に向けた取り組みも必要となっている。

(4) 被害状況及び対策の実施状況

これまでの捕獲強化と防護柵設置等の防護対策により、県内の農林業被害額は年々減少傾向にある。令和 2(2020) 年の県全体の農林業被害金額は約 9 千 5 百万円と、ピーク時の平成 22(2010) 年の約 1 億 8 千万円から約半分まで減少した（図 5）。

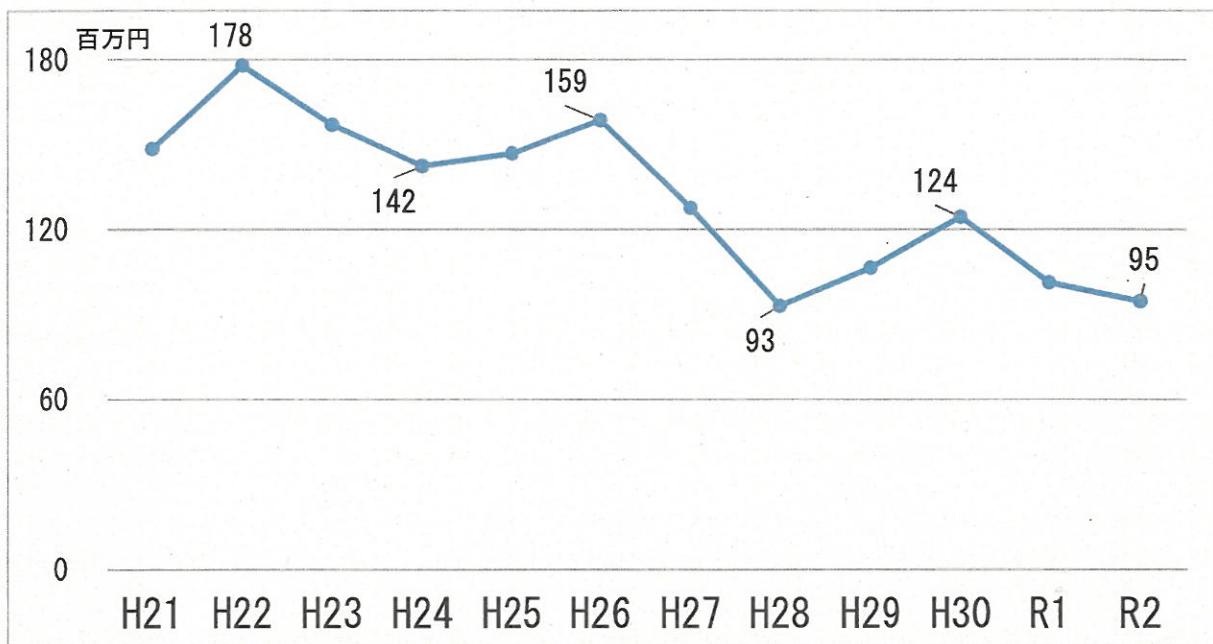


図5 農林業被害額の推移

一方で、令和2(2020)年度に実施した県全域の農業集落を中心に行った「生息状況及び被害状況等に関する集落アンケート調査」(以下「集落アンケート調査」という。)では、奈義町から美作市北部、西粟倉村につながるエリアや和気町から備前市につながるエリアにおいて、イノシシが「減少した」と回答する集落が面的に連続し、県全体では、「増えた」と回答した集落は全県に広く分布している(図6)。

また、被害が「深刻」と回答した集落の割合は、農林業被害額と同様に年々減少傾向にあるものの、「大きい」と合わせた回答割合は4割強とほぼ変動しておらず、回答集落も依然として全県に広く分布している。

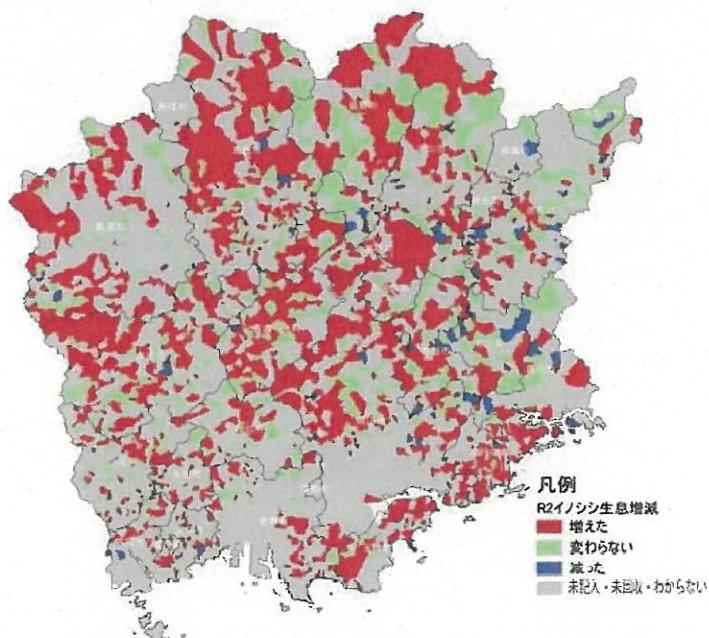


図6 集落アンケート調査の結果によるイノシシ生息増減

農業被害の軽減の観点から被害防止対策については、電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵の設置が進められてきたが、設置後の管理不十分により効果が減少するなどの課題が発生している。

更には、イノシシの生息分布域が平野部において拡大する中、以前にも増してイノシシの市街地やゴルフ場への出没等における生活環境被害も増加している。

6 特定計画の評価と改善

(1) 捕獲状況の評価

「5 (1) 生息動向」で述べたとおり、本県におけるイノシシの推定生息数は、平成29(2017)年度以降は減少傾向を示しており、前期イノシシ管理計画期間中の各種対策が県内の個体数縮減に効果があったと考えられる。特に、令和2(2020)年度の捕獲数31,650頭は、推定された増加数の中央値25,981頭を大きく上回っており、このペースで捕獲圧を継続できれば、イノシシの生息数は今後も順調に減少していくものと期待される(図2、表1)。

推定生息数の調査時に行った将来予測の結果からも、令和元(2019)年度のペースで捕獲を継続すれば、国の当面の目標に基づく、県内の推定捕獲数の目標は、達成可能という結論が得られており(表3)、令和2(2020)年度の捕獲数は、将来予測を行った当時の設定頭数27,155頭を4千頭以上上回っていることから、捕獲数をこのペースで維持すれば、早い段階で目標の生息数に到達することが予想される。

※ 平成23(2011)年度の推定生息数は57,835頭(中央値)と算出されたため、目標とする生息数は28,917頭となった。

表3 現在の捕獲状況で捕獲を続けた場合の将来予測

個体数	5%	25%	中央値	75%	95%	必要捕獲数
R1	24,188	37,212	49,204	69,158	131,688	-
R2	15,437	28,941	42,528	64,463	127,414	27,155
R3	10,010	23,020	36,804	59,597	125,301	23,520
R4	6,519	18,168	32,211	55,275	123,496	20,475
R5	4,193	14,576	28,060	51,316	121,513	17,873

(2) 被害状況及び対策の実施状況の評価と改善

上述のとおり捕獲対策は順調に進行していることから、農林業被害防止の観点からも防護対策の一層の強化を図ることが重要と考えられる。

一方で、一定期間を経過した侵入防止柵では、適切に管理されていないケースも少なくなく、倒木、落枝、大雨等の影響で破損した箇所やイノシシに開けられた穴が補修されないまま長期間放置されている場合や通電していない電気柵が設置されたままの状況が散見されている。

このため、度々、イノシシの侵入がある地域では、侵入防止柵の定期的な点検や補修

など、持続的な維持管理体制の整備を行う必要がある。

また、一定期間、電気柵を設置している地域の中には、適切に柵を管理していても、防護効果が低下している地域もあることから、このような地域では、ワイヤーメッシュ等への切り替えも視野に入れた対策の改善を検討する必要がある。

7 管理の目標

(1) 目標

管理の目標は、国の当面の目標を踏まえ、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、イノシシの個体群を適正に管理する。

＜目標＞

- ・生息密度の低減
- ・生息分布域の縮減
- ・農林業被害の軽減

＜数値目標＞

令和5(2023)年度までに平成23(2011)年度時点の生息数を半減させることとする。

【目標設定の考え方】

平成23(2011)年度の推定生息数(中央値)を半減

$$57,835 \text{頭} \div 2 = 28,917 \text{頭}$$

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

イノシシの個体群は、自然環境下において、被害を及ぼさない安定した状態で維持することが重要である。しかし現状では、中山間地域等において、過疎化・高齢化、荒廃農地の増加、生息環境の変化等により、イノシシの分布域が人間活動の場と重なり合い、軋轢が生じている。

このため、生息密度の低減に向けて、引き続き高い捕獲圧を維持するほか、関係機関が連携して、総合的な被害防止対策を積極的に推進していくこととする(図7)。

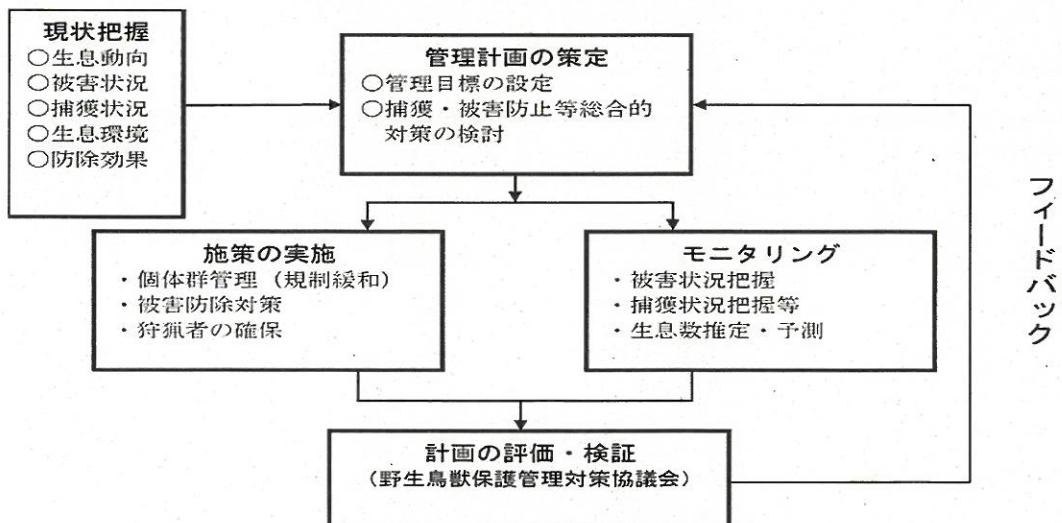


図7 イノシシ管理計画の実施フロー図

8 数の調整に関する事項

(1) 年度別捕獲目標の設定

令和2(2020)年度に実施した生息数の推定調査結果に基づき、7の「管理の目標」を達成するために表3に示した年度ごとの捕獲目標数(中央値)を本県の暫定的な捕獲目標とする。

本値は、調査結果を基に算出した暫定値であり、新たに生息数の推定や将来予測を実施した場合には、更新された値を目標値として年度別計画に反映させることとする。

また、イノシシの生息密度や分布域等については、絶えず変動し続けるものであり、引き続き、モニタリング調査を実施し、その推移を的確に把握しながら、各種施策による効果の評価・検証を行うなどの順応的管理を行っていく。

(2) 個体群管理の方法

ア 狩猟期間の延長

狩猟期間を1か月間延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

イ くくりわなの輪の直径の規制の緩和

くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。

ウ 有害鳥獣許可捕獲の推進

被害状況や狩猟者数など地域の実状を踏まえ、市町村、農林業従事者等地域住民、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣駆除班、狩猟関係団体の連携のもと、適正かつ計画的・効果的に有害鳥獣許可捕獲を推進する。

○ 被害実態の把握

○ 捕獲体制の充実

(狩猟関係団体との協力体制の強化、鳥獣被害対策実施隊の編成等)

○ 捕獲重点エリアの設定

○ 効果的な捕獲の推進(耕作地周辺の被害原因となる個体の捕獲等)

エ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

本計画の目標を達成するために必要と判断した場合、当該事態の発生地域におけるイノシシの生息状況と農林業被害対策の実施状況等を確認した上で、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を定め、当該事業による個体数調整を行うものとする。

(3) 地域間の連携

イノシシは、行政域を越えて移動していることから、隣接する市町村等の地域間において、捕獲対策の具体的な協議の場を設けるとともに、生息や捕獲に係る情報交換、狩猟の担い手育成等について連携を図る。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の指定と生態系のバランスに配慮した管理により、生物多様性の保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐等による適正な森林整備や広葉

樹の植栽等による多様な森林づくり等により生息環境を整え、人の生活域とイノシシの生息域との棲み分けができる環境づくりを進める必要がある。

また、イノシシを農村集落等に近づけない対策が重要であり、特に荒廃農地やその周辺部の手入れが行われなくなった里山（竹林、薪炭林など）が隠れ場やエサ場となるほか、未収穫作物や生ゴミなどが誘引物となっている現状があり、地域が一体となって、これら被害発生要因の除去に努めるよう、棲み分け対策の重要性への普及啓発を行う必要がある。

10 被害防止対策に関する事項

イノシシによる農林業被害を効果的に軽減するためには、捕獲を強化するだけでは不十分であり、耕作地周辺への侵入防止対策や生息環境の改善、誘引物除去など、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体等が連携し、地域社会が自衛のために取り組む地域ぐるみの総合的な被害防止対策が重要である。

以上のことから、県では「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。）に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。

- 被害実態の把握
- 集落等地域が一体となって取り組む防護・捕獲体制の構築促進
- イノシシの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備への支援
- 荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去などイノシシの出没しにくい棲み分け対策の推進
- 新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催、スマート技術等）
- 地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等

11 モニタリング等の調査研究

県は、本計画を検証し、順応的管理を行うため、次の事項について継続的に調査を実施する。

- 農林業被害と対策の実施状況（被害の増減・規模・防護柵の種類と効果等）
- 分布・生息状況調査（集落アンケート）
- 狩猟及び有害鳥獣許可捕獲による捕獲状況（性別・頭数・場所・方法等）
- 出猟カレンダー調査（狩猟及び有害鳥獣許可捕獲の従事者による目撃・捕獲等情報の収集）

12 その他管理のために必要な事項

（1）狩猟者の確保及び捕獲技術の向上

近年、狩猟者は、全体的には減少するとともに高齢化が進んでいるため、新たな狩猟者の確保に向けた狩猟免許制度の普及啓発に努めるとともに、若手狩猟者へ技術の伝承が図られるよう、各種施策を講じる。

特に、「わな猟免許」の取得者数は、農業等の従事者を中心に増加傾向にあり、捕獲

数の増加にも大きく寄与することから、県では農林業従事者自らが被害対策の一環として取り組む捕獲活動についても支援し、地域全体での捕獲技術の向上が図られるよう努める。

- 狩猟免許制度の普及啓発（狩猟免許試験の周知及び講習会・セミナーの開催等）
- 捕獲技術の向上（銃猟扱い手確保に向けた専門研修、新規わな猟免許取得者への講習）

（2）計画の実施体制

県は、本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・狩猟・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理対策の見直しを行う。

（3）捕獲個体の活用の推進

管理の一環として捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する観点から、ジビエ料理の普及、加工開発、販路拡大、最終処理施設の整備等を支援する。

（4）豚熱対策の取り組み

ア 感染症に関する状況把握

平成30（2018）年9月に岐阜県の養豚場において、国内では26年ぶりとなる豚熱の発生が確認された。その後も感染拡大は続き、令和3（2021）年3月には隣接する兵庫県でも野生イノシシの感染が確認されるなど、岡山県内でも警戒感が高まっている。

野生イノシシの抗体保有状況の把握には、遺伝子検査及び抗体検査が必要であり、捕獲従事者によるサーベイランスが不可欠である。こうした状況を受け、本県では、令和2（2020）年度から狩猟団体と連携し、捕獲したイノシシの検査等を行っている。

イ 捕獲強化の推進

県では、豚熱の拡大に備えて、国通知「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について」により捕獲重点エリアを設定し、市町村、獵友会等と連携した有害鳥獣許可捕獲や狩猟による捕獲強化を、通年（4～翌年3月）で推進する。

（5）その他

本計画を推進していく上で、隣接する兵庫県、鳥取県及び広島県と情報交換を行うなど円滑な連携に努める。

狩猟者や行政・団体職員等を対象として、法令、事故防止、捕獲技術等について、研修等による人材育成を進めるとともに、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための技術開発、捕獲した個体の有効活用や効率的な処分等に関する情報の収集及び提供を行う。

第2期

第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（素案）

令和4(2022)年4月 1日から

5年間

令和9(2027)年3月31日まで

岡山県

目 次

1 特定計画策定の目的及び背景 ······	1
(1) 目的 ······	1
(2) 背景 ······	1
ア これまでの経緯 ······	1
イ 被害対策強化に向けた取り組み ······	1
2 管理すべき鳥獣の種類 ······	2
3 計画の期間 ······	2
4 管理が行われるべき区域 ······	2
5 現状 ······	2
(1) 生息動向 ······	2
(2) 生息環境 ······	3
(3) 捕獲状況 ······	4
(4) 被害状況及び対策の実施状況 ······	5
6 特定計画の評価と改善 ······	6
7 管理の目標 ······	6
(1) 目標 ······	6
(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方 ······	6
ア 被害管理 ······	7
イ 地域個体群の絶滅回避（存続確率） ······	7
8 捕獲に関する事項 ······	7
(1) 有害鳥獣許可捕獲の推進 ······	7
(2) 効果的な捕獲手法の導入 ······	8
(3) 地域ぐるみの捕獲体制の確立 ······	8
(4) 地域間の連携 ······	8
9 生息地の保護及び整備に関する事項 ······	8
10 被害防止対策に関する事項 ······	8
11 モニタリング等の調査研究 ······	9
(1) 地域個体群のモニタリング調査（絶滅回避） ······	9
(2) 捕獲個体調査 ······	9
(3) 県内に生息する群れの生息状況調査と加害レベルの判定 ······	9
(4) サルによる被害実態調査 ······	9
12 その他管理のために必要な事項 ······	9
(1) 計画の実施体制 ······	9
(2) 住居集合地域等でのハナレザル対策 ······	9
(3) 文化財保護法との整合性 ······	10
(4) その他 ······	10

1 特定計画策定の目的及び背景

(1) 目的

県内に生息するニホンザル（以下「サル」という。）について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図るとともに、地域個体群の安定的な維持を目指す。

(2) 背景

ア これまでの経緯

岡山県におけるサルの分布は、平成 15(2003)年度時点では餌付けされた 2 群を含む 22 群が分布し、生息数は 600～800 頭と推定された。

その後、個体数や生息域は急速に拡大を続け、中山間地域を中心に各地で深刻な農林業被害が目立ってくるようになってきたため、県では有害鳥獣許可捕獲や防護柵の設置、追い払いなど、様々な被害防止対策を行ってきた。

より効果的な取り組みを進めるため、平成 28(2016)～29(2017)年度にかけて実施したサルの生息状況調査（以下「第 1 期調査」という。）では、正確な群れの分布状況と生息数を把握するとともに、被害の実態や捕獲を含めた対策の実施状況に関する情報を収集した。調査の結果、県内には 66 群が分布し、生息数は 2,304～2,879 頭と推定された。さらに、この内 11 群については、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）」に定められた、特に加害性が高い加害レベル 4 と判定され（表 1）、人の生活に脅威を与える存在となっている状況も明らかとなった。

この状況に対応するため、県ではサルを法に基づく第二種特定鳥獣に指定し、平成 31(2019)年 4 月に第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（以下「前期サル管理計画」という。）を策定した。今回、前期サル計画が令和 4(2022)年 3 月 31 日に終期を迎えるため、新たな第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（以下「新サル管理計画」という。）を策定する。

イ 被害対策強化に向けた取り組み

前期サル管理計画では、県全体の加害レベルの低下、サルによる被害軽減及び生息密度の低減を目指して、国や県の補助事業を活用した侵入防止柵などの設置支援に加え、鳥獣被害防止対策の専門家と連携し、技術講習会の開催や効果的な防護柵設置のための現地指導等の総合的な対策に取り組んできた。

また、集落ぐるみの自衛意識の強化に向けて、荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去等、サルが出没しにくい環境整備や地域の防護体制の構築に係者と連携して取り組んできた。

捕獲強化に向けては、平成 30(2018)年度から、市町村が行う有害鳥獣許可捕獲への支援対象期間を、それまでの 7～9 月から通年に拡大するなど県全域での捕獲強化を図ってきた。

表1 加害レベルごとの群れ特性（環境省ガイドラインより抜粋）

レベル0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することができないので被害はない。
レベル1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。 まれに生活環境被害が発生する。
レベル5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

3 計画の期間

令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで(第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内)

4 管理が行われるべき区域

岡山県全域

5 現状

(1) 生息動向

令和2(2020)年度に実施したサルの生息状況調査(以下、「第2期調査」という。)の結果、県内には64群が分布し、生息数は2,735~3,348頭と推定された。第1期調査と比較して群れ数は2群減少しているが、これは第1期調査で別の群れと判定された20群が10群に統合されたためであり、この間に消滅した群れは存在しない。一方で、第2期調査では新たに8群が検出され、分布が確認されたメッシュ数も119メッシュから131メッシュへと12メッシュ増加している。さらに、推定生息数も第1期調査の推定から431~469頭増加するなど、サルの生息状況は拡大傾向であることが明らかとなった(表2)。

県内に生息する64群について、生息分布域の連続性を考慮すると、大きく西部地域個体群(60群)と東部地域個体群(4群)に分けられる。この傾向は平成15(2003)年度時点の分布図にも認められることから、本県ではこの2つの地域個体群を健全に維持することが必要であると考える(図1)。

表2 第1期及び第2期調査結果の概要（左：第1期調査、右：第2期調査）

加害レベル	推定群れ数	推定個体数 (最小)	推定個体数 (最大)	加害レベル	推定群れ数	推定個体数 (最小)	推定個体数 (最大)
0~1	—	—	—	0~1	1	10	20
1~2	—	—	—	1~2	1	30	30
2	1	20	30	2	2	23	50
2~3	11	240	320	2~3	5	90	125
3	12	439	529	3	18	712	855
3~4	30	1040	1350	3~4	31	1508	1846
4	11	565	650	4	6	362	422
不明	1	0	0	不明	0	0	0
計	66	2,304	2,879	計	64	2,735	3,348

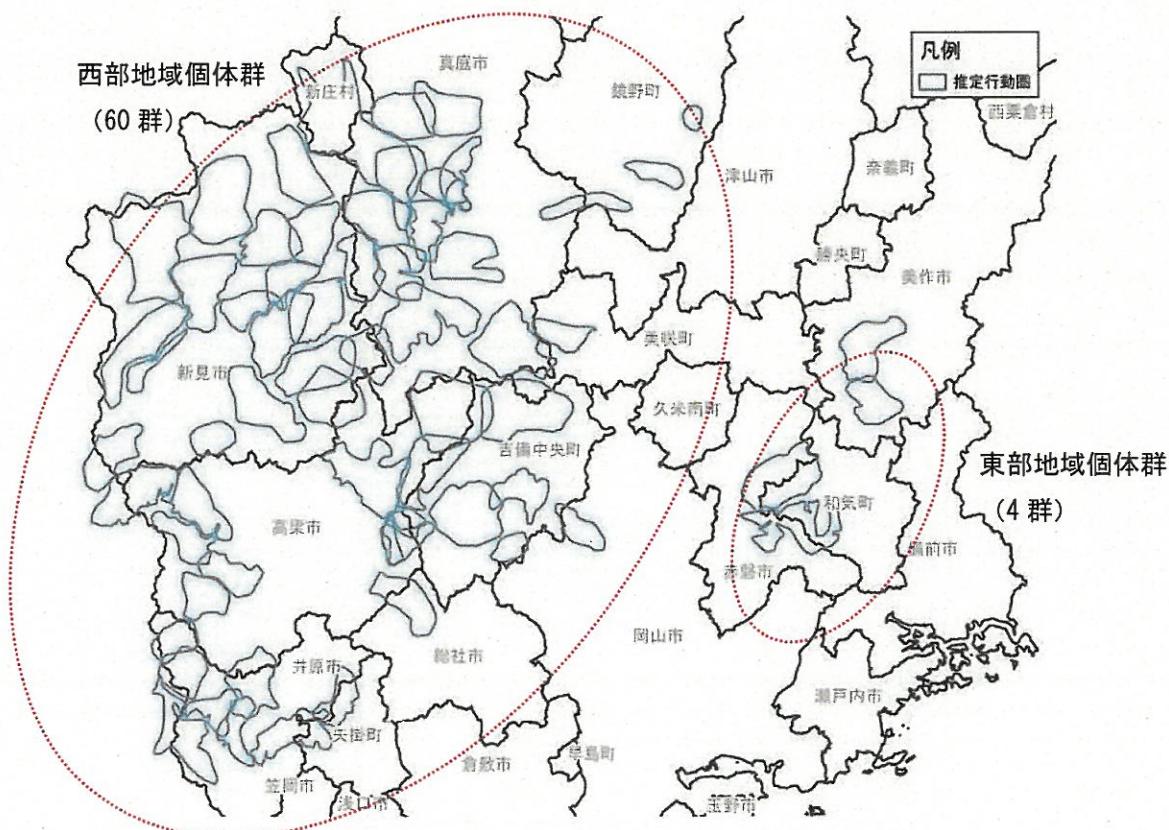


図1 岡山県内の群れの分布と地域個体群

(2) 生息環境

本県は、県北部の兵庫県及び鳥取県境付近には標高1,000mを超える中国山地の山々が連なり、中南部は500m前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様

な地形を形成している。県土面積の約7割を森林が占めており、中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候や地形等の自然的条件、利用形態によって様々な森林を形成している。北部では、積雪の多い中国山地の奥山にはブナ林が見られるほか、ヒノキ・スギが植栽された人工林率の高い地域が多く、比較的温暖な気候の中南部では、アカマツを主体とする森林が多い。

被害対象となる田畠の耕地面積の推移を見ると、平成28(2016)年の耕地面積6万5千900haから令和2(2020)年は6万3千600haと約2千ha減少している。一方では、サルの隠れ場所やエサ場となる荒廃農地面積は、近年、約1万1千haで推移している(表3)。

表3 耕地面積等の状況

単位 ha

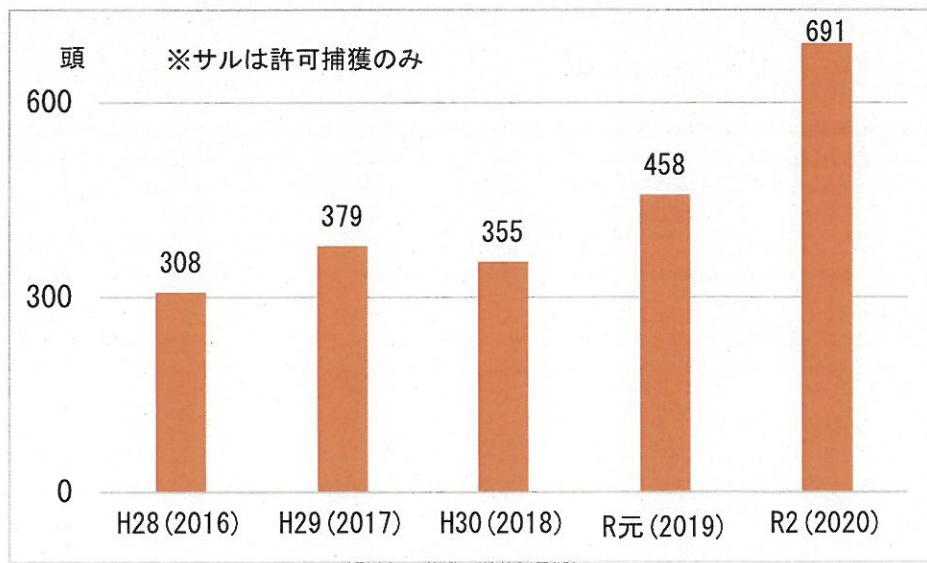
年次	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)
耕地面積	65,900	65,600	64,600	64,500	63,600
作付延べ面積	51,900	51,300	50,700	49,600	49,300
耕地利用率	78.8%	78.2%	78.5%	76.9%	77.5%
荒廃農地面積計	11,972	11,564	11,305	10,748	11,269

農林水産省統計

(3) 捕獲状況

本県におけるサルの捕獲は、平成28(2016)年度頃から本格化し、その後は増加傾向にある。特に、平成30(2018)年度に、それまで7~9月を支援対象期間としていた県捕獲奨励金を通年に拡大したことと、令和2(2020)年度には過去最高の691頭が捕獲された(図3)。

サルの有害鳥獣許可捕獲を実施している市町村数は、平成26(2014)年度には9であったが、令和2(2020)年度には13まで増加した。捕獲数が特に多い市町は、新見市、高梁市、井原市、吉備中央町、真庭市などで、令和2年(2020)度の捕獲数の約82%は5市町によるものである。



(4) 被害状況及び対策の実施状況

被害地域を中心に取り組んできた捕獲強化と防護柵の設置等の防護対策により、県内の農林業被害額は年々減少傾向にある。令和2(2020)年の県全体の農林業被害額は約2千5百万円と、ピーク時の平成22(2010)年の約3千6百万円から約7割程度にまで減少した(図4)。

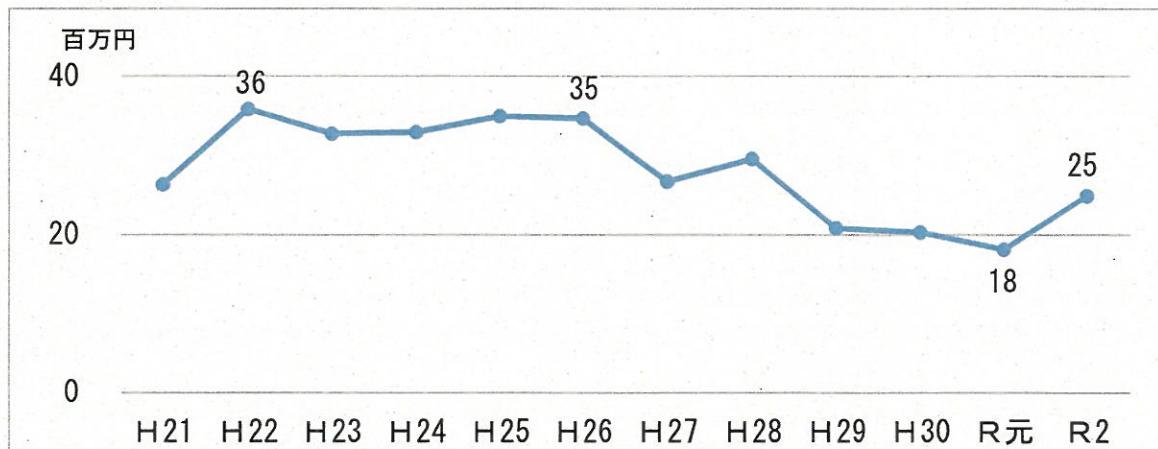


図4 農林業被害額の推移

一方で、令和2(2020)年度にサルによる被害を報告した市町村数は14と過去最多となっている。県全域の農業集落を中心に行なった「生息状況及び被害状況等に関する集落アンケート調査」(以下「集落アンケート調査」という。)においても、平成29(2017)年度以降、群れの分布が確認された集落の数は増加しているとともに、被害が「深刻」もしくは「大きい」と回答した集落の割合は増加している(図5)。

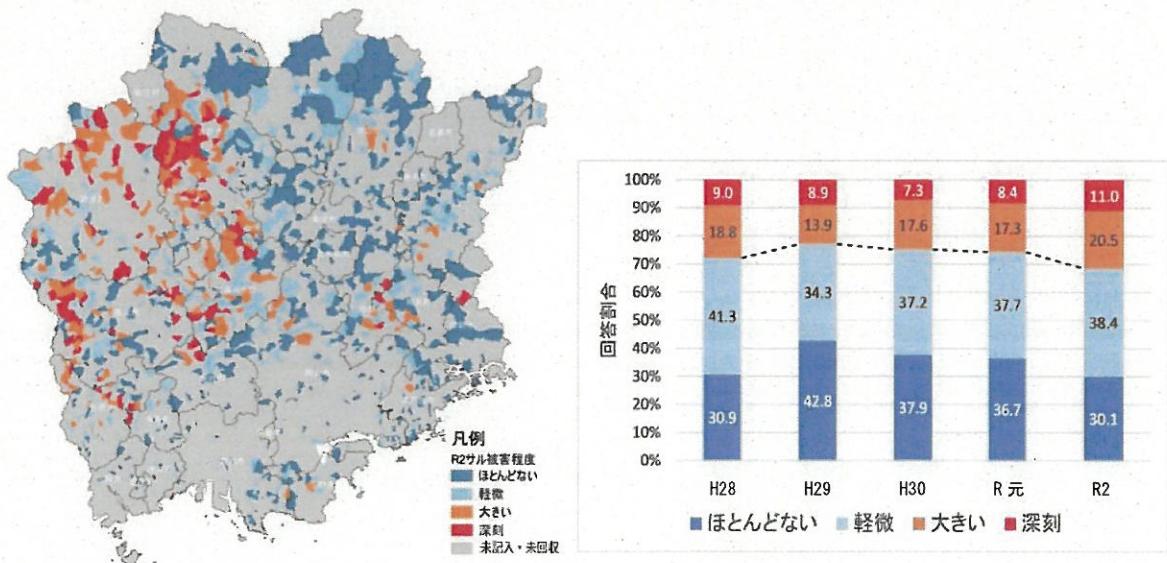


図5 集落アンケート調査による被害状況の傾向

対策について、サルによる被害が発生している市町村のうち、ほぼすべての地域で有害鳥獣許可捕獲による駆除が実施されている。中には、首輪型 GPS 発信器を装着して群れの移動ルートを把握することで、捕獲効率を高めるほか、得られる位置情報を効果的な追い払いにつなげるなど、新たな取組を行っている地域もある。

一方で、サル用防護柵の設置については、一部地域で実施され被害軽減に貢献しており、令和 2 (2020) 年度からブドウ農家を中心に、既設の防風ネットを活用した簡易複合柵が徐々に普及しつつある。

6 特定計画の評価と改善

前期サル管理計画の目標としていた「加害レベル 4 以上の群れの除去」について、11 群のうち 8 群について、加害レベルを 3 ~ 4 以下まで下げるに成功するなど一定の成果を上げている。特に、捕獲数については、県の対策強化の効果もあり、平成 30 (2018) 年度から県の有害鳥獣許可捕獲の支援対象期間を通年とするなどの対策強化により、平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 2 年間で倍増している。

一方で、生息数や生息分布域は依然として拡大傾向にあり、これまで被害があまり深刻ではなかった地域でも被害が報告されるようになってきた。特に、令和 2 (2020) 年度の農林業被害額は、前年比で約 670 万円増えており、再び増加の兆しを見せている。

第 2 期調査では、加害レベル 4 と判定された群れが新たに 3 群加わり、全体としても 12 群で加害レベルが上がっている。こうした状況を踏まえ、特に被害を及ぼす群れの分析調査や積極的な捕獲、新たな分布拡大地域での対策促進などが今後の課題である。

7 管理の目標

(1) 目標

各地域個体群が絶滅しない範囲で加害性の高い群れ※を捕獲することで、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、サルの個体群を適正に管理する。

※群れの個体数が過大、被害管理の実効性が期待できない、または加害性が高く緊急に対策を実施する必要がある群れ。対象とする群れは、年度別事業実施計画で指定する。

<目標>

- ・加害性の高い群れの無害化
- ・生息密度の低減
- ・農林業被害の軽減

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

県内の 2 つの地域個体群について、被害を及ぼす群れに対する積極的な捕獲や追い払い等を実施する。また、これらの被害管理の取り組みと並行して、集落依存度の低い地域個体群を将来にわたって健全に維持するため、定期的に群れの状態や加害レベルの把握に努め、被害管理や個体群管理の方向性を検討する順応的管理を推進する（図 6）。

ア 被害管理

実際に農作物や県民生活に被害を及ぼしている群れに対し、被害がなくなる程度まで積極的な捕獲と防護、誘因物除去、追い払い等の総合的対策を実施する。

イ 地域個体群の絶滅回避（存続確率）

2つの地域個体群を健全に保全するため、各個体群の20年後の存続確率が98%以上となるように、オトナメスが10頭以上いる群れを確保する（坂田・鈴木/兵庫県立自然・環境科学研究所・兵庫県森林動物研究センター, 2013）ことに留意する。

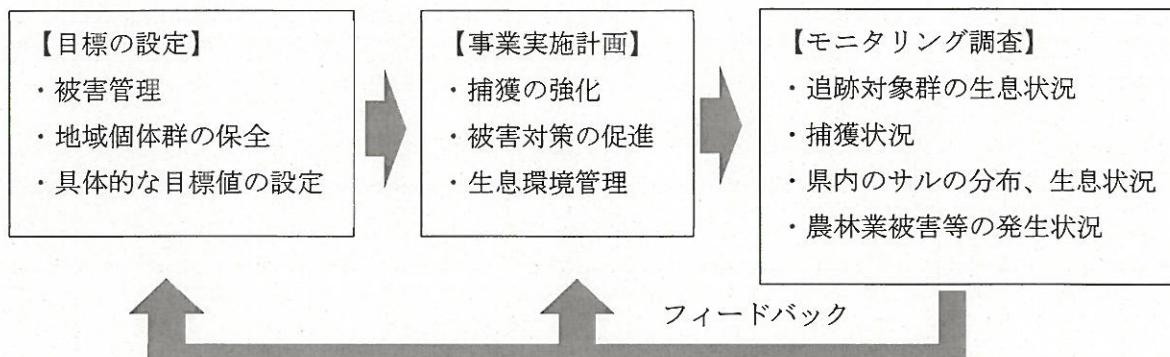


図6 順応的管理のフロー図

8 捕獲に関する事項

（1）有害鳥獣許可捕獲の推進

被害状況や捕獲者数など地域の実状を踏まえ、市町村、農林業従事者等地域住民、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣駆除班、狩猟関係団体の連携のもと、適正かつ計画的・効果的に有害鳥獣許可捕獲を推進する。

- 被害実態の把握
- 捕獲体制の充実
(狩猟関係団体との協力体制の強化、鳥獣被害対策実施隊の編成等)
- 駆除強化月間の設定

なお、捕獲許可にあたっては次のことに留意する。

- 許可対象地域は因果関係のある区域に限定すること。
- 対象となる群れが県の実施するモニタリング調査の対象となっている場合、市町村は事前に県と協議し、対応方針等の調整を行うこと。
- 住居集合地域等に出没し、生活環境への被害を発生させているサルの捕獲に際しては、地域住民の安全を確保した上で積極的に捕獲を試み、問題の解決を図ること。

表4 サルの有害捕獲許可基準

区分	内容
基準1	■ 地区猟友会等の捕獲実施主体が必要な協力を得られるよう、関係機関等で構成する市町村の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として主体的に被害対策に取り組んでいること。 ■ 実際にサル用防護柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること。
基準2	■ 住居集合地域等※に出没した場合等、生活環境への被害や人身被害等が発生するおそれがあること。

※法第38条第2項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

(2) 効果的な捕獲手法の導入

GPS付き首輪型発信器等を活用し、群れの位置や移動ルートを把握するとともに、群れの特性や地形に応じた大小の囲いわなを使い分ける等、効果的なサル捕獲手法の導入に努める。

(3) 地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町村は、集落ぐるみで捕獲を実施できるよう、地域住民を捕獲補助者として、サルをおびき寄せのための餌やり等が支援できる捕獲体制の構築及び指導に努める。

(4) 地域間の連携

サルは、行政域を越えて移動していることから、隣接する県、市町村等の地域間において、捕獲対策の具体的な協議の場を設けるとともに、生息や捕獲に係る情報交換、捕獲の担い手育成等について連携を図る。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

生態系のバランスに配慮した管理により、生物多様性の保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐等による適正な森林整備や広葉樹の植栽等による多様な森林づくり等により生息環境を整え、人の生活域とサルの生息域との棲み分けができる環境づくりを進める必要がある。

また、サルを農村集落等に近づけない対策が重要であり、特に荒廃農地やその周辺部の手入れが行われなくなった里山(竹林、薪炭林など)がサルの隠れ場やエサ場となるほか、未収穫作物が誘引物となっている現状があり、地域が一体となって、これら被害発生要因の除去に努めるよう、棲み分け対策の重要性への普及啓発を行う必要がある。

10 被害防止対策に関する事項

農林業被害を軽減するためには、捕獲を強化するだけではその効果は期待できない。捕獲以外の手段である被害防止対策として、耕作地周辺での侵入防止や生息環境の改善、誘引物除去など、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体等が連携し、地域社会が自衛のために取り組む地域ぐるみでの総合的な被害防止対策が重要である。

以上のことから、県では「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。

- 被害実態の把握
- 集落等地域が一体となって取り組む防護・捕獲体制の構築促進
- 集落を中心とした被害防止体制を構築するため、集落が抱える課題や実情に合わせた実効的な対策手法の検討や指導を提供できる支援体制の整備
- サルの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備への支援
- 荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去などサルの出没しにくい棲み分け対策の推進
- 新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催、スマート技術等）
- 地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等

11 モニタリング等の調査研究

県は、本計画を検証し、順応的管理を行うため、次の事項について継続的に調査を実施する。

（1）地域個体群のモニタリング調査（絶滅回避）

地域個体群が安定的に存続できるよう、各地域個体群から群れを選定し、定期的にその状況を調査する。対象とする群れは、年度別事業実施計画で指定する。

（2）捕獲個体調査

県内で捕獲した個体については、捕獲方法・捕獲場所、性別・齢を調査票に記録し、データを蓄積する。

（3）県内に生息する群れの生息状況調査と加害レベルの判定

県内に生息するサルの状況を把握するため、定期的に生息状況調査を実施し、群れ数や生息数、群れごとの加害レベル等の判定を行う。

（4）サルによる被害実態調査

県は、各市町村からの報告をもとに、サルによる農林業被害の発生状況や増減について把握する。また、被害実態調査結果は、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。

12 その他管理のために必要な事項

（1）計画の実施体制

県は、本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理対策の見直しを行う。

また、モニタリング調査結果等に基づき、年度ごとに本計画の評価を行い、計画の目標設定や年度別事業実施計画へのフィードバックを行う。

（2）住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、「イノシシ・ニホンザル等市街地出没対策マニュアル」に基づき、県及び市町村、警察等が連携し、被害の発生及び拡大

の防止に努める。

(3) 文化財保護法との整合性

高梁市に所在する臥牛山は、国指定天然記念物のサル生息地として地域指定を受けしており、指定地を行動域としているサル群を文化財として取り扱っている。

この天然記念物のサルについては、高梁市において設置する天然記念物保護管理委員会（以下、「保護管理委員会」という。）によって適切に保護管理が図られるべきサルの群れであるが、文化財保護法に準拠した単独の計画で管理するのではなく、適切な個体群管理の観点から、本計画と整合性をもった管理の推進を図ることが望ましい。

そこで、天然記念物のサル管理については、保護管理委員会において本計画と整合性をもった方針で管理することとし、個体数については保護管理委員会によって評価し、適切な頭数による群れの保護を図り、その管理上個体数調整（捕獲）が必要な場合は、法及び文化財保護法によって定められた手続きにより行うこととする。

(4) その他

捕獲者や行政・団体職員等を対象として、法令、事故防止、捕獲技術等について、研修等による人材育成を進めるとともに、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための技術開発等に関する情報の収集及び提供を行う。